

〈研究論文〉

松方デフレ期 — 企業勃興期における営業者の動向

— 埼玉県榛沢郡内ヶ島村連合を事例として —

高 梨 健 司

はじめに

本稿は、幕末開港による資本主義世界市場との接触を通じた「編成替」¹の過程における在来産業特に蚕糸業と藍業の再編過程を埼玉県北部農村＝内ヶ島村連合を事例に究明した拙稿²の続編に相当する。この論稿の内容を予め概説するならば、蚕糸業と藍業という二大商業的農業＝小商品生産の発展を基軸に開港後地租改正～松方デフレ期に村落経済構造の再編が進行する。経済構造の再編過程は、以下の歴史的背景が存する。すなわち、海外市場の構造変化に伴い、明治初年に生糸、茶と共にわが国三大重要輸出品の一つであった蚕種輸出は明治10年頃を境にして凋落し、かわって欧米生糸市場、就中明治10年代中頃よりは米国生糸市場が拡大し、

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 1. 松方デフレ期の諸営業展開と営業規模、階層 | 3 |
| 2. 企業勃興期の諸営業展開と営業規模、階層 | 11 |
| (1) 小売商 | 11 |
| (2) 卸売商 | 22 |
| (3) 質貸業 | 28 |
| おわりに | 29 |
| 〈編集後記〉 | 36 |

国内においては蚕糸業の資本主義的再編成が進む。

従来の研究によれば、欧米諸国の絹織物工業と日本の原料生糸供給との間の国際的分業は、日本国内において地域間分業の展開、製糸業と養蚕業の社会的分業の拡大を押し進め、具体的には諏訪器械製糸や上州等改良座繰製糸などの製糸業の発達³が、養蚕—在来製糸業又は製種業結合の解体、養蚕経営の原料繭供給特化を促迫し、埼玉県域では原料繭供給地⁴それも優良繭産地⁵として発展する。地方産繭に依存した器械製糸の拡大は、諏訪製糸家を代表として大挙して産繭中心地に進出し、明治30年代には埼玉県下大宮、熊谷、深谷、本庄など仲仙道沿いにわが国屈指の大規模器械製糸工場地帯を形成するようになる⁶。

畑作村と水田稲作村合せて7ヶ村から構成される内ヶ島村連合における蚕糸業生産に関しては、養蚕—製種業結合の解体、養蚕農民の製種家から原料繭供給者への転換は、畑作村・新戒村及び成塚村において小ブルジョア経営から零細農民を含む全村規模での養蚕業展開を随伴し、水田稲作村・内ヶ島村においては買桑を前提とした集約的養蚕経営が進展する。前者が先進養蚕地、後者が主要養蚕地というレベルの差はあるものの、埼玉県を代表する養蚕盛業地を形成する。また従来糸繭流通ルートの支配権は特権的商人の系譜を引く町方商人・県外有力商人が掌握し、村方の小商人は糸繭買入機構の末端に従属的に位置するにすぎなかった。養蚕業の拡大・深化——養蚕工程の分離・発展は多数の村方糸繭商人を輩出し、村方小商人と共に町方糸繭問屋・仲買人、県外有力商人に対抗して糸繭商会社を設立し、取引上の優位を確立していく契機となる。糸繭流通機構の再編である。埼玉県下広汎に展開をみる糸繭商会社は、当地方においては行正社、修明社、競精会社などを挙げるができる。

第2に藍業に関して。18世紀前半就中19世紀以後の高機の導入により、関東新興綿業地——足利、佐野、蕨、川越、所沢など——が発達するにつれて、19世紀以降染料供給地として関東において地藍生産の発展をみるようになる。明治9年における藍の生産高は、本場徳島県が首位で、埼玉県は徳島県に次ぐ全国第二位であった。埼玉県の中でも近隣の中瀬村、血洗島村等と共に内ヶ島村連合は、新戒村・成塚村を中心とする藍玉製造村と内ヶ島村等の藍葉供給村という社会的分業を伴う、埼玉県を代表する藍作主産地、製藍盛業地を形成する。当地方産出の「武州藍」は、武蔵・上野・信濃を主要市場として、常陸・相模等に及ぶ関東一円を販売市場としていた。精良廉価を武器とする地藍の発展は、従来関東藍市場を席卷してきた阿波藍を圧迫し、明治10年代に市場支配力は逆転する。当該期の地藍生産発展の背景には、藍商会社の結成により、資金の集中による生産過程の改良と藍玉流通機構の整備・強化を図る生産者農民の活動があった⁷。こうした会社設立は、埼玉県下北埼玉郡、旛羅郡、榛沢郡等の諸村にわたるものであり、当地方においては漸進社、貫通社、盛業社、拡藍社などを挙げるができる。

上述をふまえて蚕糸業及び藍業の明治前半期の歴史的な位置づけを改めて総括するならば、明治後半期に蚕糸業（特に製糸業と養蚕業）に関しては、横浜売込問屋の支配体制の下で養蚕業発展の諸成果が製糸家に吸収・収奪されていくのであり、藍業に関しては、外国藍の輸入による衝撃を強く受ける中で、地藍発展の諸成果が阿波の旧特権藍商＝大藍商の傘下に糾合されていくという領主的商品流通の新たな再編に向う推転期であったといえることができる。

内ヶ島村連合において、藍業・蚕糸業を中心とする商品生産の発展につれて農民層の分化・分解が進み、松方デフレ期を画期に地主制の形成をみるようになる。地主小作関係についての究明は一先ず措き、在来産業の再編成過程において農民の営業者化、零細・貧農層を中心に多様な職業分化が生ずる、その具体的諸相を松方デフレ期から企業勃興期にかけての期間を中心に明らかにしたいと考える。そこでは糸繭商、藍商の存在形態と共にその他の営業者の特質を営業規模、出身階層などについて実証的に究明することになる。管見の限りでは埼玉県において商人・職人等の検討は町場、宿場が多く、農村特に蚕種製造村、養蚕村、藍業村について明らかにした研究は少なく、しかもその時期は徳川時代、就中幕末に集中しているように思われる⁸。地主制成立期、原蓄最終段階～産業革命開始期において、職種毎の営業規模を農業構造の異なる村別に明らかにした研究はみられないといってよいであろう。とりわけ、前者においては高利貸資本、小商人の人数と主要業種、1886年における景気回復の直接的契機となった生糸輸出の急増期に重なる後者においては、養蚕村の蚕種・糸繭商人の動向を究明することは意義深いといえよう。

1. 松方デフレ期の諸営業展開と営業規模、階層

内ヶ島村連合（現・深谷市）は、埼玉県北西部に位置し、関東平野の中央部利根川沿岸の平坦地にある。内ヶ島村連合は内ヶ島村、高畑村、起会村、大塚島村、大塚村、新戒村、成塚村の7ヶ村から成り、新戒村・成塚村・大塚村は、利根川右岸の自然堤防上にあり、利根川支流の小山川を挟んで内ヶ島村・高畑村・起会村・大塚島村と向かい合う位置関係にある。内ヶ島村連合を商品生産の進展度によって区分すると、明治初年に蚕糸業、藍業中心に「農村商品化の最も発達した村」である新戒村・成塚村＝畑作村と、米麦雑穀の占める比重が比較的高く、「農村商品化の比較的進んだ村」として複合畑作村の内ヶ島村、高畑村、起会村等の諸村から構成されていた⁹。

内ヶ島村連合の商品生産は、蚕糸業（蚕種から繭へ）と藍業を中心として発達し、耕種（自給）農業を凌駕するまでになる。それにつれて蚕糸業・藍業以外の諸営業も発達し、農民の職業分化が進展した。

第1表 内ヶ島村連合の営業者（明治17年）

| | | 新戒村 | 成塚村 | 大塚村 | 内ヶ島村 | 高畑村 | 起会村 | 大塚島村 | 合 計 |
|--|---------|--------|--------|------|-------|--------|------|------|----------|
| 職 工 | | 6人 | 3人 | 3人 | 2人 | 6人 | 2人 | 人 | 22人 |
| 小 売 商 | 荒 物 | 1 | 5 | | 1 | 3 | 1 | | 11 |
| | 材 木 | 1 | | | | | | | 1 |
| | 穀 物 | 1 | | | | | | | 1 |
| | 豆 腐 | 2 | | | | | | | 2 |
| | 青 物 | 2 | | | | | | | 2 |
| | 雑 菓 子 | 3 | 5 | 2 | 2 | 7 | 1 | | 20 |
| | 蚕 種 | 1 | 4 | | | | | 3 | 8 |
| | 薬 種 | 4 | | 1 | | 1 | | | 6 |
| | 酒 類 | 4 | 1 | 1 | | 3 | 1 | | 10 |
| | 煙 草 | 1 | | | | | | | 1 |
| | 盆 栽 | 2 | | | | | | | 2 |
| | 素 麵 | 2 | | | | | | | 2 |
| | 油 | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| | 雑 穀 | | 2 | | | | | | 2 |
| 漬 物 | | | | 2 | | | | 2 | |
| 小 間 物 | | | | 1 | | | | 1 | |
| 仲 買 商 | 糸 繭 | 3 | 1 | | | | | | 4 |
| | 藍 玉 | 5 | | | | | | | 5 |
| | 雑 穀 | | | | | | 1 | | 1 |
| 牛 馬 商 | | 1 | | | | | | | 1 |
| 雑 商 | 湯 屋 | 1 | | | | | | | 1 |
| | 理 髪 店 | 1 | 2 | | | 1 | | | 4 |
| | 祭文読師匠 | 1 | | | | | | | 1 |
| | 飲 食 店 | | 2 | | | | | | 2 |
| | 木 銭 宿 | 4 | 5 | | | | | | 9 |
| | 雇 用 請 宿 | 3 | 5 | | | 1 | | | 9 |
| 漁 ・ 船 業 | | 4 | | | 2 | | | | 6 |
| 質 屋 | | 1 | 2 | | | 1 | | 1 | 5 |
| 水 車 | 製 粉 | | | | | 1 | | | 1 |
| 会 社 ・ 組 合 | 漸 進 社 | 9 | | | | | | | 9 |
| | 拡 藍 社 | | 6 | | | | | | 6 |
| 合 計 | | 63(54) | 44(30) | 7(7) | 10(9) | 25(19) | 6(6) | 4(3) | 159(128) |
| <p>(注) 合計欄のカッコ内の人数は実数。 (資料) 『明治17年9月改 営業雑種人名取調簿』内ヶ島村連合戸長役場より作成。</p> | | | | | | | | | |

内ヶ島村連合の諸営業者は、第1表に示すように、松方デフレ期において最も深刻化した明治17年に総数128名で、総戸数529戸（明治20年）の24.2%となる。この比率は、全国平均19.8%（明治16年）及び埼玉県郡部20.2%（明治17年——ただし、この数値には町を含むため、純粋な村落のみの数値はこれより低い）共に上回る¹⁰。内ヶ島村連合全体で、およそ4戸に1戸の割合で営業に従事していたことになる。先の比率を村毎にみると、成塚村の37.5%から大塚島村の12.0%までの開きがある。成塚村のこの数値は、成塚村が1戸当たり平均商品生産額において内ヶ島村連合内の最高値を示していたことと符号する。ただし営業税・雑種税額は、明治17年度に新戒村59円10銭、成塚村25円で、新戒村の営業活動のほうが活発である¹¹。営業者1人当たりの平均税額でみても、新戒村1円09銭、成塚村83銭であり、新戒村の営業規模が成塚村のそれを上回る。成塚村の営業規模は、比較的零細であるということになる。いずれにしても商品生産の発展が、多数の営業者を生ずることになったといえよう。営業者を職工、小売商、仲買商、その他に分けると、内ヶ島村連合全体で職工22名、小売商73名、仲買商10名、及びその他の牛馬商1名、雑商26名、漁夫・舟主6名、質屋5名、製粉業1名、商業会社（2社）15名など延べ数で159名になる。

商品経済発達の地域的特性は、仲買（・卸売）商の取り扱う商品種類によって窺い知ることができる。蚕糸業と藍業生産の盛んな地域を反映して、仲買商の大多数は糸繭商と藍玉商である。その他の仲買商の業種は雑穀商である。雑穀仲買商は、内ヶ島村連合において最も多くの水田を有する水田主作村の起会村に存在する。職工は、木挽職、大工職、桶職、裁縫職、鍛冶職¹²、紺屋¹³などである。新戒村において職人は、中農層・下層農・零細農・耕地無所有層の営業である。小売商は荒物商、材木商、穀物商 豆腐屋、青物商、雑菓子商、蚕種商、菓種商、酒屋、煙草商、盆栽商、素麺商、油商、雑穀商、漬物商、小間物商などがある。雑商は、湯屋、理髪店、祭文読師匠、飲食店、木銭宿、雇人請宿などである。雑商は、新戒村において下層農・零細農・耕地無所有層の営業である。会社は、藍玉仲買商結社（～同業組合的組織）の漸進社（資本金1,500円——新戒村設置）、拡藍社（資本金4,500円——成塚村設置）の2社である。藍玉仲買商と藍玉商会社並びに糸繭仲買商は、内ヶ島村連合の中で藍業と養蚕業の最も盛んな新戒村と成塚村に限られる。とりわけ「農村商品化の最も発達した村」＝新戒村・成塚村に会社・組合形態の組織が生まれたことは特筆すべきことである。特に新戒村には藍玉商会社と糸繭商会社（後述）の結成をみる。藍業や養蚕業などの商業的農業＝小商品生産の高度な展開に伴い、遠隔地からの雇傭労働力を供給する雇人請宿（木銭宿兼業）も新戒村（3軒——明治16年5軒）と成塚村（5軒）に集中し、内ヶ島村連合の中では他にこの両村に次いで商品生産の盛んな高畑村に1軒あるのみである¹⁴。雇人請宿からは、また肥料として糞尿が提供され、農業生産に利用される。新戒村において、雇人請宿は、耕地3反歩余以下の零細農、耕地無所有

層による営業である。又雇人請宿の上記廃業2軒は、耕地無所有層の営業に係るものである。商品生産が発展した村落には、自村及び周辺農村で生産した商品を取り扱う商人が多数発生し、周辺農村一帯の中核地として商品流通上の結節点となる役割を担う。新戒村や成塚村の藍玉商人及び糸繭商人は、関連する商品の地域流通支配権を掌握していたものと推測しうる。また商品生産の盛んな新戒村には、他の内ヶ島村連合各村にはいない材木商（＝上層農兼業）、穀物商（＝耕地無所有）、豆腐商（＝下層農、貧農）、青物商（＝下層農、貧農）、煙草商（＝上層農兼業）、盆栽商（＝中農、下層農）、素麺商（＝耕地無所有）などの小売商人が存在する。農産物価格の下落した松方デフレ期に、農民層の分化・分解が一層進行し、市場の縮小から廃業者が続出する一方で生活手段や零細農耕補完のために小商人が新たに発生する。内ヶ島村連合各村の殆どに農村不況期に特有ともいえるべき雑菓子商があり、小売商の中で最も人数が多い。雑菓子商（＝耕地無所有～新戒村）は、零細資金にて成人男子は疎か婦女子・老人にても営むことのできる職種であることから多数生成したものと思われる¹⁵。新戒村においては、明治16年の雑菓子商1戸から翌17年に3戸に増加する。小売商の中では、雑菓子商に次いで荒物商（＝上層農兼業～新戒村）、酒屋（＝下層農以下層～新戒村）が多い。新戒村において、明治16年の商業金高からみて材木商、荒物商、酒類商、蚕種商の営業規模が大きい。荒物商は、日常生活用品・生産用具を商うことから、不況期においても殆ど各村毎に需要を満たしうるほどに存在した。新戒村において荒物小売商の営業規模は、明治16年に貧農層経営に係る営業であっても商業金高76円50銭、上層農経営のそれでは242円50銭である。翌17年に貧農層経営の荒物小売商は廃業する。各種商人層の広汎な発生の中に、農産物の販売に従事する商人と生活必需品を取り扱う商人があり、後者の成長は離農者、半プロ層の発生を基盤とする。新戒村に明治17年初めに2戸あった酒屋の明治16年商業金高は86円20銭と93円50銭である。同年中に下層農と耕地無所有層経営の酒屋2戸が開業する。素麺小売商（耕地無所有層経営）の明治16年商業金高は19円50銭である。又新戒村の盆栽小売商1戸（＝下層農経営）の明治16年商業金高は15円50銭で、零細経営である。漁業は利根川・小山川などの河川を漁場とする専業の舟持ち漁夫（2戸——新戒村1戸・耕地無所有層～明治16年商業金高15円80銭）及び舟を所有しない兼業漁夫（1戸——新戒村・中農層～明治16年商業金高13円70銭）からなる零細経営（——雑種税各50銭）である。漁獲の種類は史料上鱈以外は明らかではないが、利根川上・下流の諸村では鮭、鮠、鯉、鯰、鰻などを捕獲している¹⁶。新戒村には、漁舟以外に耕作舟と思われる1艘が存在する。

糸繭仲買商4人のうち、営業規模は営業税よりみて3階層に分かれ、新戒村の村岡久平（営業税8円——半期、以下同）が最上位にあり、次いで小暮留吉（営業税2円）、そして正田恒作（営業税75銭）と成塚村の正田宗次郎（営業税75銭）の順になる。新戒村の上記糸繭仲買

商3人は、新戒村を中心に周辺村落民と共に、明治15年に村岡久平を社長とする糸繭仲買商結社・行正社（資本金1万円）を創設する。商業会社、特に糸繭商会社として資本金1万円は極めて高い金額である。同社は明治17年2月から同年8月までの間に解散し、以後各自で「独立営業」していた。糸繭仲買商の営業規模格差と流通機構における優劣の存在は留意しておかなければならない。新戒村の糸繭商の営業規模は耕地所有規模と比例し、村岡久平が下層上位、小暮留吉が下層中位、正田恒作が下層下位である。糸繭仲買商は、下層農を担い手としている。行正社は、明治16年度には3千4百円余の営業金高をあげ、村内随一の商業活動を行っていた。

新戒村の藍玉仲買商5人のうち、営業税よりみて岡角三郎（営業税3円50銭）の営業規模が抜きんでており、他の4人の営業規模（各営業税2円）は同一である。この5人は、耕地所有不明者2人と中層上位、中層下位、下層上位の3人からなる。藍玉商会社・漸進社の社員9人は、上層農4人、中層農3人、下層農2人から構成される。藍玉商は、中・上層農を中心に営業活動を行っていたことが判明する。藍玉仲買商は、村落内において糸繭仲買商よりも上位の社会階層であるといえようが、漸進社の明治16年度の営業金高は425円に留まり、糸繭商会社・行正社の商業活動に遠く及ばない。藍玉商会社・拡藍社は、明治16年に社員の河田善吉、河田角次郎、川田伊之吉、河田伊平、正田門十郎、正田友八の6人が、藍玉181俵を1,882円余で県内の榛沢郡新戒村・高畑村・中瀬村、高麗郡久須美村、群馬県の世良田村・今泉村に販売している¹⁷。拡藍社は、主たる販売市場を県内に求め、その割合は全体の6割を占める。拡藍社の最大出荷高は66俵、最少出荷高14俵、平均出荷高30俵である。上記高畑村の購入藍玉商は明治17年には営業せず、新戒村の藍玉購入者は漸進社の木村利平である。近隣の下手計村の大藍商栗田家は県外市場（上野・下野の両毛機業圏）に立脚しており¹⁸、中小藍商（＝直接生産者）＝拡藍社は県内市場を主として、機業地と近辺仲買商向けを半々とする。拡藍社県内販売先の久須美村（現・飯能市）は、宝暦5年に「賃機」の生産形態が現れており¹⁹、同村を含む高麗・入間郡は、双子縞・緋等の縞木綿産地である²⁰。拡藍社の県外販売先である今泉村（現・桐生市）は、天保8年に30軒の織屋があり、桐生織物生産圏の中心部に属す²¹。中小藍商の販売市場として機業地との直結指向は、隣村高島村の正田熊次郎家においても同様にみられる²²。このことは、大藍商の経営基盤を掘り崩す1つの要因となろう。この点は後述。糸繭商会社の行正社の明治16年度営業金高3,400円余にくらべ、藍玉商会社の漸進社と拡藍社のそれが合わせて2,300円余であったことは、蚕糸業（特に繭生産）の発展と藍業の不振を反映するものといえよう。

商品貨幣経済の発展は、農民層の分化・分解を進め、生活手段として、また零細農耕補充のために小商人の発生をみたが、松方デフレ期には多数の同一職種の商人の共存は妨げられ、廃転業を余儀なくされた。明治16年初めに新戒村には青物小売商が13名（耕地2反未満の零細農・

無所有層3分の2、下層農・中農3分の1)いたが²²、その年中に殆どは廃業し、残存する青物小売商は4名(下層農2名、零細農・無所有層各1名——商業金高8円50銭~15円30銭)にすぎなかった。この4名のうち、1名は翌年に青物小売商から豆腐小売商に、もう1名は雑菓子小売商にそれぞれ転業し、ほか1名は村外に流出する。青物小売商を明治16年初めから翌17年にかけて継続営業したのは、唯の1名(下層農上位)にすぎなかった。松方デフレ期、特に最も深刻化した明治17年において、村外流出者や土地を喪失した窮迫者の簇生が青物市場の縮小に導き、多数の青物小売商の共存の余地を奪ったのである。蚕種小売商に関しても同様のことがいえる。新戒村には明治15年から翌16年初めにかけて、6名の蚕種小売商(中農、下層農、貧農=半プロ層各2名)が存在した²³が、明治16年末にその大半の5名が廃業し、1名(明治16年商業金高50円50銭~下層農上位)のみが翌年にも営業を継続するにすぎなかった。明治10年代初め以降、国内外両蚕種市場から国内蚕種市場のみに縮小後退する中で、従来後発蚕種生産村として、国内蚕種市場においては蚕種商支配の流通過程に従属的に組み込まれており²⁴、従って独自の「得意場」確保も儘ならず、販売市場の開拓・拡大が容易ではなかった上に農村不況期の市場縮小が加わり、多数の蚕種小売商が廃業に追い込まれたのである。

質屋=高利貸資本家は、新戒村・成塚村・高畑村・大塚島村の4カ村に5名存在する。この内営業階層は、大塚島村の森田周蔵経営の質屋(等級13等)が営業税4円50銭と最も大きく、次いで新戒村の剣持長平——14等質屋——の営業税3円になる。新戒村には、それまで明治16年末に廃業した笹井富蔵経営の質屋があり、営業規模は、剣持長平質屋の半分程であった²⁵。この新戒村の質屋規模は、耕地所有規模との略一致をみる。次に、成塚村の河田三十郎・森清平、高畑村の柳為吉各経営の質屋(等級15等)の営業税2円と続く。大塚島村の森田周蔵と新戒村の剣持長平は、いずれも各村の最上層農民であり、前者は耕宅地4町2反5畝8歩、後者は耕宅地9町9反4畝8歩をそれぞれ所有する²⁶。笹井富蔵も上層農で、3町6反余の耕地所有である²⁷。

森田周蔵は質貸業(営業税4円50銭)と蚕種小売商(営業税75銭)、剣持長平は質貸業(営業税3円)と連合内唯一の材木小売商(営業税2円)をそれぞれ併せ営む商業高利貸資本である。成塚村の森清平も質貸業(営業税2円)と雑穀・荒物商(営業税2円)を兼営する商業高利貸資本であった。剣持長平は、商業高利貸資本に加えて中規模経営の養蚕農民²⁸であり、成塚村の河田三十郎も同様に中規模経営の養蚕農民²⁹である。明治16年度の営業金高を新戒村の剣持長平の質貸業と材木小売業についてみると、前者が912円余、後者が195円余³⁰で両者の間には4.7倍の営業規模格差が生じていた。森田周蔵経営の質貸業と蚕種小売業の営業規模格差は、これ以上であったと思われる。高畑村の柳為吉は、明治13年設立の藍玉商結社=貫通社の一員であったが、松方デフレ期に商業活動から離脱し、高利貸資本に偏向する。水田主作村の

大塚島村森田周蔵家と水田畑作村の高畑村柳為吉家にみる高利貸資本の優位性と、畑作村の新戒村剣持長平家と成塚村森清平家にみる商業資本の堅調性を特徴とする商業高利貸資本といえようか。いずれにしても、質貸業者の融資は、松方デフレ期の農産物価格の低下、増税による一層の公租公課負担の過重による農業経営と家計の逼迫に基づく、近在耕作者・商人に対する経営・生活資金の貸与あるいは公租公課支払いのための資金貸与である。

商業資本に関していえば、内ヶ島村連合内最大の商人は、新戒村の荒木常四郎である。彼はかつて同氏を代表とする輸出向蚕種製造会社を設立し、更には蚕種輸出会社「有志会社」を創設していた³²。荒木常四郎は、小売商として荒物、煙草、売薬商（請小売）を兼営する。小売業の中で煙草小売業（営業税2円50銭）特に荒物小売業（等級14等・営業税5円～明治16年荒物・油小売商業金高242円50銭）は営業規模が大きく、小売三商を併せ営む大規模な商業資本として販売市場に聳え立つと同時に、蚕種10枚を掃立てる大規模養蚕経営³³に従事する小ブルジョア経営者であった。彼はまた剣持長平と共に新戒村の最上層農の1人で、耕宅地9町4反8畝10歩を所有する小地主である。

内ヶ島村・起会村2ヶ村共、営業者はそれぞれ2人の職人（営業税各50銭）と数人の小売商、それも雑菓子商、漬物商、小間物商、酒類商、荒物商などの日常生活用品を取り扱う零細営業者（営業税各75銭——荒物商を除く）である。ただし、内ヶ島村の塚越太平経営の荒物商（営業税2円）は、営業税額よりみて、内ヶ島村、起会村2ヶ村のどの小売商よりも営業規模が大きい。しかも新戒村の荒木常四郎経営荒物小売業には及ばないものの、成塚村の栗原七郎次経営の荒物小売業（油小売業を含む）に匹敵する経営規模である。この塚越家は内ヶ島村の最上層農民で、耕宅地5町歩強を所有する零細地主である。起会村に至っては、最上層の高田善平家の4町歩弱に留まり、この2ヶ村農民の職業分化の進展と営業規模は、職人層を欠く大塚島村と共に新戒村・成塚村と大きな差がある。起会村では1戸だけ仲買商を営むが、この雑穀仲買商の営業規模（営業税75銭）は、他の同村小売商同様、零細規模である。起会村の仲買商の営業活動は活発とはいえ、しかもその営業活動が内ヶ島村連合の代表的商品作物の売買にあるのではなく、自給的耕種作物の余剰物売買に限られる。商業的農業の発達した新戒村・成塚村などの周辺部において、特産物商品流通の担い手たりえないのである。

高畑村は、内ヶ島村連合内の水田畑作村の中で畑面積が最も多く、その上同村1戸当たりの平均耕地反別は、連合内で最も少ない5反歩余にすぎない。こうした点からも生計補完手段として商業が発達し、営業者は連合内で新戒村・成塚村に次いで多く、商業活動も活発に展開して各種の営業に従事すると共に営業規模も大きなものが比較的多い。高畑村は、内ヶ島村連合内では、新戒村や成塚村とならんで職人（6戸）と荒物商・酒類商が多く、また成塚村と並ぶ油小売商（営業税2円）、水車を動力とする挽臼3つ、搗臼8つを所有する連合内唯一の製粉

第2表 内ヶ島村連合内の新戒村、成塚村、高畑村、大塚村の営業者と営業金高（明治19～21年）

| | | 新 戒 村 | | | | 成 塚 村 | | | | 高 畑 村 | | | | 大 塚 村 | | | |
|--------------------------|-------------|------------|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|----------|------------|----------|----------|-------|----------|-------|-------|
| | | 明治20年 | | 明治21年 | | 明治19年 | | 明治20年 | | 明治19年 | | 明治20年 | | 明治20年 | | 明治21年 | |
| | | 人 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 | 人 | 円 |
| 小売商 | 豆腐商 | 1 | 16.50 | 1 | 17.50 | | | | | | | 1 | 7.10.3 | | | | |
| | 湯糞商 | 1 | 32.00 | 1 | 28.00 | | | | | | | | | | | | |
| | 素麺商 | 1 | 47.21.5 | 1 | 43.50.8 | | | | | | | | | | | | |
| | 材木商 | 1 | 25.30 | 1 | 30.50 | | | | | | | 1 | 12.00 | | | | |
| | 箆類商 | 1 | 1.50 | 1 | 2.30 | | | | | | | | | | | | |
| | 炭薪商 | | | 1 | 30.00 | | | | | | | | | | | | |
| | 木綿商 | 1 | 26.38 | 1 | 30.75 | | | | | | | | | | | | |
| | 製茶商 | 1 | 12.50 | 1 | 12.50 | 1 | 9.50 | | | | | | | | | | |
| | 醬油商 | | | 2 | 33.30 | | | | | | | | | | | | |
| | 乾物商 | | | 1 | 30.00 | | | | | | | | | | | | |
| | 酒類商 | 3 | 316.66 | 4 | 360.11 | 1 | 10.61 | 1 | 90.36 | 2 | 79.59.9 | 2 | 78.17.9 | | | | |
| | 盆栽商 | 2 | 37.37.3 | 2 | 41.88.4 | | | | | | | | | | | | |
| | 雜糞商 | 6 | 777.00.5 | 7 | 1,162.95 | 2 | 303.76 | 2 | 326.90 | 1 | 173.49 | 1 | 85.50 | | | | |
| | 肥料商 | | | 1 | 44.50 | | | | | | | | | | | | |
| | 肖物商 | 44 | 845.42.4 | 47 | 831.91.4 | 7 | 66.30 | 11 | 126.90 | | | 1 | 15.30 | 5 | 56.05 | 4 | 42.02 |
| | 魚類商 | 3 | 22.46 | 3 | 24.68 | | | 3 | 35.10 | | | | | | | | |
| | 炭物商 | 2 | 157.32.4 | 3 | 250.57 | 1 | 109.20 | | | 1 | 19.63 | 1 | 45.80 | | | | |
| | 葎商 | 21 | 1,391.95.5 | 27 | 1,642.80 | 5 | 203.23 | 6 | 240.58 | 3 | 40.76 | 3 | 56.50 | | | 1 | 20.00 |
| | 糸商 | | | 1 | 20.17 | | | | | | | | | | | | |
| | 芭玉商 | 2 | 120.00 | 2 | 265.00 | 2 | 371.00 | 3 | 455.00 | | | 1 | 48.00 | | | | |
| | 水油商 | | | | | 1 | 62.30 | 1 | 39.74 | | | | | | | | |
| | 籠 商 | | | | | | | 1 | 6.00 | | | | | | | | |
| | 篩 商 | | | | | 1 | 22.30 | 2 | 39.50 | | | | | | | | |
| 瓦 商 | | | | | | | | | | | 1 | 18.09.7 | | | | | |
| 下駄商 | | | | | | | | | | | 1 | 9.49 | | | | | |
| | 計 | 90 | 3,829.59.6 | 108 | 4,902.93.6 | 21 | 1,158.20.0 | 30 | 1,380.08.0 | 7 | 313.47.9 | 13 | 375.96.9 | 5 | 56.05 | 5 | 62.02 |
| 卸売商 | 糸商 | 12 | 2,251.17 | 14 | 2,380.96 | 1 | 98.00 | 3 | 251.07 | | | 1 | 195.25 | | | | |
| | 葎玉商 | 3 | 934.20 | 3 | 925.50 | 2 | 274.58 | 2 | 538.00 | | | | | | | | |
| | 肥料商 | | | | | 1 | 96.38 | 1 | 125.46.9 | | | | | | | | |
| | 計 | 15 | 3,185.37.0 | 17 | 3,306.46.0 | 4 | 468.96.0 | 6 | 914.53.9 | | - | 1 | 195.25 | | - | | - |
| 雜 商 | 飲食店 | 3 | 178.24 | 6 | 269.94 | 1 | 146.90 | 2 | 111.08 | | | | | | | | |
| 賃 屋 | 1 | 67.83.7 | 1 | 150.49.1 | 1 | 71.69.1 | 1 | 68.94 | 1 | 297.52 | 1 | 230.49.5 | | | | | |
| 合 計 | 109 (93) | 7,261.04.3 | 132 (103) | 8,629.82.7 | 27 (23) | 1,845.75.1 | 39 (33) | 2,454.63.9 | 8 (7) | 610.99.9 | 15 (14) | 801.71.4 | 5 (5) | 56.05 | 5 (5) | 62.02 | |
| (注) 合計欄のカッコ内の数値は、営業者の実数。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (資料) 「営業課票」より集計。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

業（営業税1円15銭）、さらに既述の質貸業や労働市場に遠隔地からの労働者を供給する雇人請宿の存在など、水田稲作村と畑作村双方の特徴を合せもつ営業展開がみられる。雇人請宿の存在は、商業的農業＝小商品生産の盛んな証でもある。養蚕・藍業主産地の新戒村・成塚村では、雇人請宿が3～5戸もあったことはすでに述べたところである。

2. 企業勃興期の諸営業展開と営業規模、階層

松方デフレ期から企業勃興期にかけて、換言すれば原始的蓄積終了期から産業革命開始期にかけて、内ヶ島村連合内の営業者の数は増大した。「営業個票」を集計した第2表によって、新戒村、成塚村、高畑村、それに大塚村の一部について、それぞれ営業者の業種、営業金高、階層などを明らかにしたい。但し、新戒村、成塚村、高畑村の営業者のすべてを網羅しているとは言い難い。職人を含まず小売商、卸売商、雑商（飲食店のみ）、質屋に限られる。ただ新戒・成塚両村の卸・小売についてはほぼ網羅していると思われる。上記4ヶ村の営業者は、明治20年に新戒村109人（実数93人）、成塚村39人（実数33人）、高畑村15人（実数14人）、大塚村5人（実数5人）である。新戒村と成塚村の営業者数は、職人等を欠くとはいえ両村総戸数の各4割を占める。両村民の2.5戸に1戸の割合で営業を行っていることになる。実際は半数に及ぼう。この営業者比率（対総戸数比）は、明治17年当時と比べ両村共上昇しているが、特に新戒村では比率にして15%以上、人数にして39人の増加である。翌年にはさらに増大する。

第3表は、明治20年、21年新戒村営業者の耕地所有高を示す。新戒村の階層は、2反未満の零細・貧農層が村全体の27.5%、8反未満の下層農では66.7%、8反～2町未満の中農層25.0%、2町以上の上層農8.3%に分かれる。新戒村は、下層農以下層中心の構成であった。これに対し、新戒村営業者の耕地所有は、2反未満が全営業者の51.0%、8反未満では81.7%、8反～2町未満12.5%、2町以上5.8%に分かれる。新戒村営業者は、過半を占める零細・貧農層が中心である。新戒村農民のうち、2反未満層の8割、8反未満層の5割が各種の営業に従事していたことになる。耕地無所有の営業者が同じ無所有の新戒村民の数を上回っているのは、主に2、3男の営業従事によるものと思われる。営業種類と村内階層には一定の関係がみられる。つまり、同じく営業者とはいっても職種によって耕地所有高を異にする傾向がある。この点については、職種毎に具体的に後述することにした。

(1) 小売商

完全な史料ではないにしても、不況回復期の営業者は、新戒村においては明治17年時点の営業者（小売・仲買〔卸売〕商に限定）の2倍以上の増加である。営業種類も増大し、明治17年

第3表 新戒村営業者の耕地所有別階層（明治20、21年）

| | 新戒村階層 ① | | 営業者階層 ② | | $\frac{②}{①} \times 100$ |
|---|-----------------|-------|-----------------|-------|--------------------------|
| 0 | 17 ^人 | | 37 ^人 | | $\frac{\%}{(217.6)}$ |
| ～ 1反未満 | 17 | 27.5% | 5 | 51.0% | 29.4 |
| 1 ～ 2反 | 32 | | 11 | | 34.4 |
| 2 ～ 3反 | 20 | | 4 | | 20.0 |
| 3 ～ 4反 | 19 | 66.7% | 5 | 81.7% | 26.3 |
| 4 ～ 5反 | 20 | | 8 | | 40.0 |
| 5 ～ 6反 | 17 | | 6 | | 35.3 |
| 6 ～ 7反 | 6 | | 3 | | 50.0 |
| 7 ～ 8反 | 12 | | 6 | | 50.0 |
| 8 ～ 9反 | 10 | | 2 | | 20.0 |
| 9 ～ 1町 | 9 | 25.0% | 4 | 12.5% | 44.0 |
| 1 ～ 1.5町 | 29 | | 5 | | 17.2 |
| 1.5 ～ 2町 | 12 | | 2 | | 16.7 |
| 2 ～ 3町 | 8 | | 2 | | 25.0 |
| 3 ～ 4町 | 5 | | 1 | | 20.0 |
| 4 ～ 5町 | 2 | | 1 | | 50.0 |
| 5 ～ 6町 | 2 | 8.3% | 1 | 5.8% | 50.0 |
| 6 ～ 7町 | 1 | | — | | — |
| 7 ～ 8町 | 1 | | 1 | | 100.0 |
| 8 ～ 9町 | — | | — | | — |
| 9 ～ | 1 | | — | | — |
| 合計 | 240 | 100.0 | 104 | 100.0 | 43.3 |
| <p>(注) (1)耕地無所有者17名は、明治14年の人数。寄留人を含む。 (2)宅地のみ所有者1名を含む。 (資料) 「営業個票」、『明治16年7月10日 第1期2期地稅徵収簿』新戒村戸長役場、一部『明治14年8月 第1期地租村費學校費取立簿』新戒村成塚村連合戸長役場より集計・作成。</p> | | | | | |

当時の小売商の16種類（内ヶ島村連合7ヶ村全体で）から25種類（新戒村・成塚村・高畑村3ヶ村のみで）に増える。この内営業金高からすると、蚕種商・青物商・雑穀商・藍玉商・酒類商などが代表的な小売商であり、これを営業者数よりみれば、青物商——零細資本にて営業可能——が断然多い³⁴。新戒村の小売商は、明治20年に青物商44人——同村小売商90人の49%を占める——、次いで蚕種商21人と続く。その他多数の各種小売商は、1名ないし2、3名である場合が多い。成塚村においても、小売商の中で青物商が11人と最も多く、次に蚕種商6人が続き、両商人合わせて成塚村小売商全体の57%を占める。成塚村の小売商は、新戒村と同様に種類が増えて明治17年の6種類から明治19～20年には11種類へと約2倍に増加する。松方デフレ期に急増した雑菓子商が消失して、青物商が最多数を占めるようになる。景気変動に敏感に反応する雑菓子小売商は、すでに景気の上向き始めた明治18年中頃に過半の11戸が廃業していた³⁵。彼らは、不況回復期に青物商・蚕種小売商・酒類小売商・荒物小売商・瓦製造小売商・製茶小売商等への転業を図る。成塚村に留まらず、同じ畑作村の大塚村でも明治20～21年に4、5人の青物小売商が存在する。大塚村の小売商5人のうち、青物商以外は蚕種商である。高畑村小売商の中では、蚕種商が最も多い。以上4ヶ村をみると、青物商と蚕種商が小売商の増加主調にあるといえよう。明治30年代においても主要な小売商は、青物商と蚕種商である。新戒村と成塚村それに高島村が合併してできた新会村の明治33年における青物小売商（魚・鳥肉小売商を含む）は55人、蚕種小売商22人である³⁶。両者合わせて小売商全体の過半を占める。

村毎に代表的な小売商の営業金高をみると、先ず①蚕種小売商についていえば、第4表に示すように、営業規模は村毎に異なり、中でも新戒村が最も大きく、営業金高100円以上の大・中規模営業者は明治20年に2人、翌21年には3人に増える。最大の営業規模は、荒木重平の経営（営業金高・明治20年483円50銭、明治21年510円50銭）に係わるもので、後述する小暮留吉の糸繭卸売商に次ぐ村内最大規模の営業である。荒木重平に次ぐ蚕種商は荒木八郎治（営業金高・明治20年285円、明治21年310円）、さらに荒木彦八郎（営業金高・明治20年90円、明治21年110円）の順になる。荒木重平の蚕種営業金高のみで、新戒村蚕種営業金高総額の35%（明治20年）・31%（明治21年）を占め、上位3人の営業金高合計では過半の62%（明治20年）・57%（明治21年）にのぼり、新戒村での三大蚕種小売商——荒木重平と荒木八郎治は埼玉「県内の主な種屋³⁷」——としての地位を占める。荒木重平は養蚕伝習所豊玉館を設立し、荒木彦八郎等を教授員として伝習生への養蚕技術の教授や巡回養蚕教師の派遣によって、技術普及と養蚕農民の技術水準の向上に貢献した。豊玉館では明治20年設置の高島村蚕業組合に荒木彦八郎を教授員として派遣し、養蚕技術の改善にあたっている³⁸。新戒村蚕種小売商は、明治20年の21人から、翌21年には7人の新規開業者と1人の廃業者によって27人に増加する。新戒村は

第4表 新戒村、成塚村、高畑村、大塚村の蚕種小売商の営業規模（明治19～21年）

| | | 500円以上 | 500～300円 | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 計 |
|-----|-------|---------|----------|----------|----------|----------|-----------|------------|
| | | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % |
| 新戒村 | M. 20 | — | 1 (4.8) | 1 (4.8) | 4 (19.1) | 3 (14.3) | 12 (57.1) | 21 (100.0) |
| | M. 21 | 1 (3.7) | 1 (3.7) | 1 (3.7) | 4 (14.8) | 5 (18.5) | 15 (55.5) | 27 (100.0) |
| 成塚村 | M. 19 | — | — | — | 2 (40.0) | 1 (20.0) | 2 (40.0) | 5 (100.0) |
| | M. 20 | — | — | — | 2 (33.3) | 2 (33.3) | 2 (33.3) | 6 (100.0) |
| 高畑村 | M. 19 | — | — | — | — | — | 3 (100.0) | 3 (100.0) |
| | M. 20 | — | — | — | — | — | 3 (100.0) | 3 (100.0) |
| 大塚村 | M. 21 | — | — | — | — | — | 1 (100.0) | 1 (100.0) |

（資料）前表と同じ。

明治17年に蚕種小売商は1人にすぎず、不況回復期に一举に20倍以上に激増したことになる。明治16年の蚕種小売商6人からしても4、5倍の増大である。新戒村蚕種小売業の特徴は、前述の蚕種商営業金高100円以上の大・中規模営業者の増加と共に、営業金高30円未満、特に10円台以下の零細営業者の増大である。この結果、明治21年には新戒村蚕種小売商の55.5%（15人）——前年は蚕種小売商12人、比率にして57.1%——を営業金高30円未満の営業者が占めることになった。新戒村蚕種小売商は、零細営業者（その中心は営業金高10円台以下）を主体に、それとは隔絶した有力蚕種商＝大・中規模営業者を併せもつ構成をとる。

新戒村の蚕種小売商の耕地所有別階層については、第5表に示すように明治20年に耕地無所有者が蚕種商全体の28.6%、下層農33.3%、中層農19.0%、上層農19.0%をそれぞれ占め、下層農中心に下層農以下層6割、中農以上層4割という構成で蚕種小売業に従事したが、翌21年には耕地無所有者が33.3%、下層農33.3%、中層農18.5%、上層農14.8%になり、前年構成比で中層農以上が減少し、下層農以下の階層に蚕種小売商従事者が増大した。新戒村三大蚕種小売商のうち、上位2名が上・中農層であり、他の1名が耕地無所有である。新戒村蚕種小売商の中心的営業階層＝零細営業者の6割が下層農以下層で占める。とりわけ零細農、小作貧農・半プロ層が多数を占める。養蚕業の発展を背景に、農民層の分化・分解の進展が、貧窮層を中心に生活手段、家計補充の副業として蚕種小売商の開業に導いたものといえよう。

第5表 新戒村蚕種小売商の耕地所有別階層と営業規模（明治20、21年）

| | 500円以上 | 500～300円 | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 合 計 |
|----------|--------|----------|----------|---------|---------|----------|------------------------------------|
| 0 | 人 — | 人 — | 1人 — | 3人 3 | 1人 1 | 4人 2 | 人 % 9 (33.3) 人 % 6 (28.6) |
| ～ 1反未満 | — | — | — | — | — | — | — |
| 1 ～ 2反 | — | — | — | — | 1 — | 2 2 | 3 (11.1) 2 (9.5) |
| 2 ～ 3反 | — | — | — | — | — | — | — |
| 3 ～ 4反 | — | — | — | — | — | — | — |
| 4 ～ 5反 | — | — | — | — | 1 — | — 1 | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 5 ～ 6反 | — | — | — | 1 1 | — | 2 1 | 3 (11.1) 2 (9.5) |
| 6 ～ 7反 | — | — | — | — | — | 1 1 | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 7 ～ 8反 | — | — | — | — | — | 1 1 | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 8 ～ 9反 | — | — | — | — | — | — | — |
| 9 ～ 1町 | — | — | — | — | — | 1 1 | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 1 ～ 1.5町 | — | — | — | — | — | 2 1 | 2 (7.4) 1 (4.8) |
| 1.5 ～ 2町 | — | 1 — | — 1 | — | 1 1 | — | 2 (7.4) 2 (9.5) |
| 2 ～ 3町 | — | — | — | — | — | 1 1 | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 3 ～ 4町 | — | — | — | — | 1 — | — 1 | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 4 ～ 5町 | — | — | — | — | — 1 | 1 — | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 5 ～ 6町 | 1 — | — 1 | — | — | — | — | 1 (3.7) 1 (4.8) |
| 合 計 | 1 — | 1 1 | 1 1 | 4 4 | 5 3 | 15 12 | 27(100.0) 21(100.0) |

(注) 各欄の左上明治21年、右下明治20年の数値。
(資料) 第3表と同じ。

次に成塚村の蚕種小売商は、営業金高100円～30円の小規模営業と営業金高30円未満の零細規模営業のみで、新戒村のような営業金高100円以上の中・大規模営業はなく、明治20年に川田幸四郎の営業金高88円78銭を最大とする。これに続くのが川田兵治（営業金高52円50銭）である。以下営業金高50円～30円の小規模下位営業者と零細規模営業者が、それぞれ2人宛である。営業金高総額も新戒村の千円を優に越す金額に比べて遙かに低く、成塚村の場合は200円を越すにとどまる。明治20年に例にとると、両村の蚕種小売営業金高は約6倍もの隔りがある。また成塚村の蚕種小売商1人当たりの平均営業金高は40円であり、新戒村のそれより20円低い。

成塚村の蚕種小売商は、明治17年に3～4人（明治17年9月に4人存在したが、同年11月に1人廃業する）であったが、明治19～20年に5～6人に増えるものの、この中で松方デフレ期からの継続営業者は2人のみで、この両名の営業規模は相対的に大きく、成塚村蚕種小売商の中で、1、2位を占める。他の3～4人は、不況回復期からの新規開業者である。蚕種小売商の兼業に関しては、松方デフレ期から蚕種小売業を営む河田角次郎は、不況期に一時中断していた藍玉商を不況回復期に再開し、この藍玉小売商を本業として蚕種小売業と共に営業活動を拡大する。明治20年新規蚕種商開業の川田玉吉は、営業金高10円以下の零細営業者であり、彼は藍玉小売商（営業金高160円）を本業として蚕種小売商（営業金高8円）及び糸繭卸売商（営業金高30円）を兼業する。藍玉商が蚕種商を兼業する例は、成塚村のほか新戒村にもよくみられる。

新戒村における蚕種小売商の兼業に関しては、蚕種商新規開業者のうち、村岡半十郎は荒物小売商（営業金高183円10銭）を本業として、蚕種小売商（営業金高52円25銭）及び糸繭卸売商（営業金高173円15銭）・雑穀小売商（営業金高95円30銭）を兼業する。釘持彦八は酒類小売商（営業金高116円50銭）・飲食店（営業金高25円50銭）を本業として、蚕種小売商（営業金高27円）及び糸繭卸売商（営業金高80円25銭）・雑穀小売商（営業金高247円）を兼業した。また木村利平は藍玉卸売商（営業金高285円50銭）を本業として、蚕種小売商（営業金高5円）を兼業し、荒木光次郎は、蚕種小売商（営業金高13円）のほかに青物小売商（営業金高15円）を兼業するなど各種営業を兼業する蚕種小売新規開業者が目につく。但し、蚕種商新規営業者の4割は、蚕種小売商以外の営業を有せず、蚕種営業金高も50円以下又は10円台の零細・貧困層である。小売商のほかに卸売商その他の営業を合わせて4、5種類の業種を併せ営む新戒村の上記村岡半十郎・釘持彦八は、営業金総額500円の大規模営業者であった。就中両名共、比較的資本を要する穀物商若しくは荒物商を営むが、村落において下層農以下層に属する。

次に②藍玉小売商について。第6表に示すように営業規模は、新戒村・成塚村共に大規模営業者はいないが、蚕種小売商の場合と異なり成塚村が最も大きく、営業金高100円以上の営業

第6表 新戒村、成塚村、高畑村の藍玉小売商の営業規模（明治19～21年）

| | | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 計 |
|-----|-------|-----------|----------|-----------|-------|-----------|
| | | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % |
| 新戒村 | M. 20 | — | 1 (50.0) | 1 (50.0) | — | 2 (100.0) |
| | M. 21 | 1 (50.0) | 1 (50.0) | — | — | 2 (100.0) |
| 成塚村 | M. 19 | 1 (50.0) | 1 (50.0) | — | — | 2 (100.0) |
| | M. 20 | 3 (100.0) | — | — | — | 3 (100.0) |
| 高畑村 | M. 20 | — | — | 1 (100.0) | — | 1 (100.0) |

（資料）前表と同じ。

者は明治20年に3名おり、中規模業者が集中する。新戒村では、営業金高30円以上50円未満、50円以上100円未満各1名にとどまる。高畑村では、営業金高30～50円未満の業者のみ1名おり、3ヶ村を通じて営業金高30円未満の零細規模業者は存在せず、藍玉小売商は小規模業者を下限としていた。その理由は、藍玉売買単価の高さによるものであり、それ故に貧農＝半プロ層の藍玉市場への参入を拒むことになる。耕地所有別階層では、新戒村の藍玉小売商2名はいずれも下層農上位にある。営業規模から成塚村の藍玉小売商を最上位とし、高畑村の藍玉小売商を最下位、新戒村の藍玉小売商をこの中間とする藍玉小売商位階別編成がみられる。各種小売商別営業金高からすると、新戒村では藍玉小売商が5、6位、成塚村では第1位にあり、成塚村における藍玉小売商の地位は高い。但し、小売業従事者数からすると、青物商・蚕種商に次ぎ、雑穀商と並ぶ。

③青物小売商について。既述の如く青物小売商は、新戒村と成塚村では各村内最多の業者が従事する小売業であったが、第7表に示すように殆ど零細規模の業者によって占められる。両村共営業金高が40円を越える業者は存在せず、青物小売商1人当たりの平均営業金高は明治20年において10円台にすぎない。総小売商1人当たり平均営業金高（明治20年45円前後——新戒村・成塚村）を遙かに下回る。

青物小売商の営業規模構成をみると、新戒村の営業規模は相対的に大きく、営業金高30円以上の小規模業者に属す青物小売商が明治20、21年に4、5人おり、同村青物小売商全体の10%前後を占める。新戒村青物小売商の中心的営業規模は、営業金高10円以上30円未満の零細業者で、同村青物小売商全体の7割を越す。成塚村、高畑村、大塚村の青物小売商の営業金高は、いずれも20円未満然も5円以上20円未満の営業規模が殆ど総てである。新戒村と内ヶ島村

第7表 新戒村、成塚村、高畑村、大塚村の青物小売商の営業規模（明治19～21年）

| | | 40～30円 | 30～20円 | 20～10円 | 10～5円 | 5円未満 | 計 |
|-----|-------|----------|-----------|-----------|----------|----------|------------|
| | | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % | 人 % |
| 新戒村 | M. 20 | 5 (11.4) | 13 (29.5) | 21 (47.7) | 4 (9.1) | 1 (2.3) | 44 (100.0) |
| | M. 21 | 4 (8.5) | 11 (23.4) | 24 (51.1) | 7 (14.9) | 1 (2.1) | 47 (100.0) |
| 成塚村 | M. 19 | — | — | 2 (28.6) | 4 (57.1) | 1 (14.3) | 7 (100.0) |
| | M. 20 | — | — | 6 (54.5) | 5 (45.5) | — | 11 (100.0) |
| 高畑村 | M. 20 | — | — | 1 (100.0) | — | — | 1 (100.0) |
| 大塚村 | M. 20 | — | — | 2 (40.0) | 3 (60.0) | — | 5 (100.0) |
| | M. 21 | — | — | 2 (50.0) | 2 (50.0) | — | 4 (100.0) |

（資料）前表と同じ。

連合内上記3ヶ村との青物小売商の営業規模格差は、半ば歴然としている。

青物小売業者数は、新戒村・成塚村共に不況回復期においても引き続き増加傾向にある。この間の2ヶ年間だけみても新戒村は、明治20年の44人から翌21年には47人に増加し、明治17年に青物小売商が皆無であった成塚村でも明治19年に7人、翌20年には11人に増える。新戒村では明治17年の青物小売商2人から不況回復期に24倍に激増し、明治16年の青物小売商13人からでも4倍の増加である。営業金高に関しては、成塚村の青物小売商営業金高が前年に比べ倍増（明治19年66円30銭→明治20年126円90銭）するものの、新戒村では新規開業者が極小規模経営であったり、既存の青物小売業者の経営活動が停滞的であったりしたため、前年比-16%、金額にして13円51銭減少するが、青物小売業は総じて拡大基調にあるといえよう。

新戒村の青物小売商の耕地所有別階層は、第8表に示すように明治20年に耕地無所有層が最も多く、全体の27.3%（12人）を占め、2反未満の零細農以下層で半分の5割（22人）を占める。8反未満の下層農以下層では全体の84.1%（37人）を占め、最高の耕地所有者でも1町7反余の中農層にとどまる。翌21年の3人の新規開業者のうち、2人が耕地無所有層で、他1人が5反余の下層農である。青物商は総じて零細農・半プロ層、小作貧農層が中心で、他の小売商の中で魚類商、籠類商、豆腐商、製茶商、盆栽商などと共に平均営業規模は最下位にある。

明治22年に近隣の八基村の農民たちが、大八車で高崎方面に野菜を挽き売りに行き、これに

第8表 新戒村青物小売商の耕地所有別階層と営業規模（明治20、21年）

| | 40～30円 | 30～20円 | 20～10円 | 10～5円 | 5円未満 | 合計 |
|--------|---------|----------|----------|---------|---------|------------------------|
| 0 | 1人 1 | 3人 5 | 6人 4 | 3人 1 | 1人 1 | 14人(29.8%) 12(27.3) |
| ～1反未満 | 1 1 | 1 2 | 3 2 | — | — | 5(10.6) 5(11.4) |
| 1～2反 | 1 — | — | 4 5 | — | — | 5(10.6) 5(11.4) |
| 2～3反 | — | 1 1 | 1 1 | — | — | 2(4.3) 2(4.5) |
| 3～4反 | — 1 | 1 — | 1 2 | 1 — | — | 3(6.4) 3(6.8) |
| 4～5反 | — 1 | 2 1 | 4 4 | — | — | 6(12.8) 6(13.6) |
| 5～6反 | — 1 | 1 — | 1 1 | 1 — | — | 3(6.4) 2(4.5) |
| 6～7反 | — | — | 1 1 | — | — | 1(2.1) 1(2.3) |
| 7～8反 | — | — | — | 1 1 | — | 1(2.1) 1(2.3) |
| 8～9反 | — | 1 1 | 1 1 | — | — | 2(4.3) 2(4.5) |
| 9～1町 | — | — 1 | 1 — | — | — | 1(2.1) 1(2.3) |
| 1～1.5町 | 1 — | — 1 | 1 — | 1 2 | — | 3(6.4) 3(6.8) |
| 1.5～2町 | — | 1 1 | — | — | — | 1(2.1) 1(2.3) |
| 合計 | 4 5 | 11 13 | 24 21 | 7 4 | 1 1 | 47(100.0) 44(100.0) |

(注) (資料) 第5表と同じ。

刺激された新会村（新戒村・成塚村・高島村の合併村）や中瀬村の農民たちも近隣に挽き売りに出たとされる²⁸。新戒村では、すでに明治16年に青物小売商が13人もいることから、明治22年に八基村農民の高崎町方面への野菜挽き売りに刺激されて始めて近隣に挽き売りに出たとは考えにくい。松方デフレ期以前から深谷、熊谷、本庄などの町場、在郷村等へ野菜の行商が行われていたであろう。青物市場圏は、これまでの近隣周辺の野菜消費市場から、松方デフレ後に群馬県高崎町等の中・遠距離市場へ拡大したとみたほうがよさそうである。明治26年に大海渡文治（旧新戒村民）が熊谷の野菜市に大和芋を出したところ、大宮在の片柳村の柳沢某が全

部を買い取り、翌年に大海渡宅を訪問し、直接取引をしたという⁴⁰。その後各地に販売先が広がり、大和芋の種産地となる。明治42年の新会村統計によると⁴¹、疎菜類の販売額は大和芋が第1位で、第2位は葱であった。榛沢村（現・岡部町）では、明治末年に「村内の需要に必ずべき…疎菜類は岡部、新会両村より…輸入配送せり⁴²」とある。新会村農会は、明治末年に疎菜栽培及び販路研究のため本県南埼玉郡、北足立郡、北葛飾郡、東京市場へ視察員を派遣しており⁴³、大正期には葱等疎菜類の東京市場向け出荷が拡大する⁴⁴。松方デフレ期に構築された地主制成立後の企業勃興期に零細・半プロ層、小作貧農層等が、大挙して生計補充のために従来新戒午房・成塚菜として夙に著名な村内栽培（又は市場を介して）の疎菜類を拡大した近隣～遠方市場に挽き売りし、さらにその後県内各地はもとより東京市場へも進出するなど疎菜類の供給地として拡大・発展していったものと考えられる。

④糸繭小売商について。糸繭小売商は、新戒村にのみ明治21年新規営業者1名が存在する。営業金高は20円17銭と少なく、小規模な自家用又は販売向の生糸市場若しくは絹織物市場の生成を窺わせる。この新戒村糸繭小売商は、耕地1反余所有の零細農・半プロ層である。

⑤雑穀小売商について。新戒村の雑穀小売商は、青物商・蚕種商に次いで営業者が多く、明治20年に6人、翌21年に7人おり、しかも単に営業者が多いだけではなく、藍玉小売商の営業規模を上回り、卸売商営業規模——雑穀小売商1人当たり平均営業金高は、明治20年130円・明治21年166円余——に匹敵する。成塚村でも営業規模の大きい雑穀小売商は、最大の卸売商営業規模に匹敵する。第9表に示すように、新戒村雑穀商の営業規模は、営業金高100円以上300円未満の中規模営業が8割を越えており、比較的資本を必要とするために弱小営業者の参入する余地は殆どない。成塚村、高畑村においても雑穀商は中規模営業者か、又は営業金高50円以上100円未満の小規模上位営業者のいずれかである。新戒村、成塚村、高畑村3ヶ村を通して、中規模営業者が全体の7割を越えている。

第9表 新戒村、成塚村、高畑村の雑穀小売商の営業規模（明治19～21年）

| | | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 計 |
|-----|-------|-----------|-----------|--------|-----------|------------|
| 新戒村 | M. 20 | 5人(83.3)% | —人 —% | 人 —% | 1人(16.7)% | 6人(100.0)% |
| | M. 21 | 6 (85.7) | 1 (14.3) | — | — | 7 (100.0) |
| 成塚村 | M. 19 | 1 (50.0) | 1 (50.0) | — | — | 2 (100.0) |
| | M. 20 | 1 (50.0) | 1 (50.0) | — | — | 2 (100.0) |
| 高畑村 | M. 19 | 1 (100.0) | — | — | — | 1 (100.0) |
| | M. 20 | — | 1 (100.0) | — | — | 1 (100.0) |

（資料）前表と同じ。

新戒村では、明治17年に穀物小売商が僅かに1名いたが、雑穀小売商は1名も存在しなかった。雑穀商は、不況回復期の明治20、21年に一挙に6～7名に増える。高畑村でも新戒村と同様に、明治17年には雑穀小売商は存在しなかったが、不況回復期に1名の存在が確認できる。成塚村は雑穀商に変化はなく、2名で推移している。営業金高は、新戒村が明治20年に777円から翌21年には1,163円に、成塚村では明治19年の304円から翌20年の327円に増えており、雑穀小売業は拡大基調にある。

新戒村と成塚村の雑穀商の兼業形態は、雑穀商を本業とする者が、醤油卸小売商・糸繭卸売商・荒物商、荒物商、飲食店、酒類小売商をそれぞれ兼業する場合と、荒物小売商や糸繭卸売商又は酒類小売商・飲食店をそれぞれ本業とする者が、雑穀商を兼業する場合に分かれる。新戒村の荒物小売商（3人）は、すべて雑穀小売商を営む。成塚村の荒物小売商は、水油小売商を営む。明治21年に新戒村では、雑穀商を本・兼業とする営業者（7人）の営業金高（本・兼業合計）は155～496円、この内300円以上の大規模営業者が3人おり、平均300円強にのぼる。成塚村の場合は、同村最大の雑穀商森清平が本兼業合わせ381円26銭の営業金高になる。内ヶ島村連合内の商品売買業を代表する蚕種商・藍玉商以外にも、雑穀商、荒物商などの主要営業者は、不況回復期に内ヶ島村連合において新戒村・成塚村という農村経済の中核地に集中する。

新戒村の雑穀小売商の耕地所有別階層は、第10表に示すように、雑穀小売商（6～7名）の

第10表 新戒村雑穀小売商の耕地所有別階層と営業規模（明治20、21年）

| | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 合計 |
|-------|----------|---------|--------|---------|----------------------|
| 0 | 4人 4 | 1人 - | 人 - | -人 1 | 5人(71.4)% 5(83.3) |
| ～1反未満 | - | - | - | - | - |
| 1～2反 | 1 1 | - | - | - | 1(14.3) 1(16.7) |
| 2～3反 | - | - | - | - | - |
| 3～4反 | - | - | - | - | - |
| 4～5反 | - | - | - | - | - |
| 5～6反 | 1 - | - | - | - | 1(14.3) - |
| 合計 | 6 5 | 1 - | - | - 1 | 7(100.0) 6(100.0) |

(注) (資料) 第5表と同じ。

中で営業金高が約250円と最も多い営業者である5反歩余の耕地を所有する下層農を最高に、それと耕地1反歩余所有の零細農1名以外は、すべて耕地無所有者である。雑穀小売商の大部分は、土地を喪失して細々と小作農を営む傍ら、他の商品売買業や飲食業などの兼業に大きく依存して生計を立てる小作貧農・半プロ層であった。

地主制の形成に伴い多数の零細農、小作貧農・半プロ層などの輩出によって、又農業生産の拡大期に雇傭労働者への食料供給等の機会が増えることによって雑穀市場が拡大した結果、雑穀を取り扱う小売商＝雑穀商の増加と営業金高の上昇をもたらし、当地の代表的な商品生産物を取り扱う蚕種小売商や藍玉小売商の営業金高に略匹敵するか、若しくは凌駕する程の営業者に成長したのである。

(2) 卸売商

明治17年に存在した仲買人は、松方デフレ後には皆無となり、卸売商がこれに取ってかわる。仲買人と卸売商をいかなる分類基準によって区分したかが明らかでないため、速断することはできないが、商品流通上、農家（生産者）と問屋、又は問屋と小売商人の間に位置し、従来単にその仲介をなすにすぎなかった仲買業の機能が、市場の拡大に伴って増大し、卸売＝問屋業務と不可分の商品売買業を営むに至ったものと考えられる。

内ヶ島村連合内の新戒村、成塚村、高畑村3ヶ村の卸売営業者は、明治20年に新戒村15人（内訳：糸繭商12人、藍玉商3人）、成塚村6人（内訳：糸繭商3人、藍玉商2人、肥料商1人）、高畑村1人（内訳：糸繭商1人）である。3ヶ村合計して糸繭卸売商16人、藍玉卸売商5人、肥料卸売商1人で、卸売商の中で糸繭卸売商が最も多く、卸売商全体の7割を越え、新戒村、成塚村、高畑村いずれの村にも存在する。藍玉卸売商は、藍盛業地の新戒村・成塚村2ヶ村に、肥料卸売商は成塚村のみに限られる。卸売業の商業金高は、卸売業者の人数が多い分、糸繭卸売業・藍玉卸売業共に新戒村が遙かに高い。特に新戒村の糸繭卸売業は突出している。明治33年における新会村の卸売商は、糸繭商13人、藍商3人、肥料商1人、酒・醤油・味噌商1人、小麦商1人、合計19人である⁴⁵。糸繭卸売商は、卸売商全体の7割弱を占め、明治20～30年代を通じて卸売商の中で糸繭卸売商が際立つ。明治33年の新会村糸繭卸売商13人という人数は、埼玉県を繭産地域とする諏訪製糸家たちが、直接にあるいは繭問屋（＝製糸家買入所）を介して仲買人以外に養蚕農家から購入するようになったことの反映であろう。

① 糸繭卸売商

糸繭卸売商は、内ヶ島村連合内で糸繭卸売業が最も盛んな新戒村に、明治20年に12人、翌21年にかけて14人に2人増え、成塚村には明治19年に1人、翌20年に2人増えて3人になる。新戒村と成塚村の糸繭卸売商人数は、両村の人口比に略等しい。明治17年9月に糸繭（仲買）商

が新戒村3人、成塚村に1人おり、各村において増加をみた。不況回復期において新戒村の糸繭商の増加が著しい。明治17年9月より糸繭商を継続する営業者は、新戒村では小暮留吉と正田恒作（村岡久平は不明）、成塚村では正田宗次郎である。高畑村では明治20年に田村仲次郎が糸繭商を営業再開する。この4名は、いずれも糸繭商結社・行正社の元社員である。このほかに新戒村からは行正社・修明社の元社員が営業再開するほか、新規営業者が陸続と輩出する。糸繭卸売商は、明治20年に新戒村・成塚村共にその3分の2が糸繭卸売商専業者であり、残り3分の1が主に蚕種商、雑穀商等の小売業を併せ営む。新戒村において翌21年の新規開業者は、他の営業兼業者（雑穀商、蚕種商等の）であるため、明治21年には糸繭卸売商の兼業割合は高くなる。

糸繭卸売業の営業金高は、新戒村が明治20年、21年両年とも2千円を越し、同業は内ヶ島村連合内の小売業・卸売業その他を通して最大の業種である。新戒村糸繭卸売業の営業金高は、成塚村の糸繭卸売営業金高の9倍、高畑村の同12倍にあたる。成塚村の糸繭卸売商の営業金高は、明治19年の100円弱から翌20年の251円余に2.6倍に急増する。この高い増加率は、酒類小売業を除けば同村において他にない。高畑村の糸繭卸売商の営業金高200円弱は、新戒村・成塚村の各糸繭卸売商1人当たり平均営業金高を上回る。この営業金高は、高畑村では質屋営業に次ぐ高さである。糸繭卸売商の人数、営業金高共に増えており、糸繭卸売業は不況回復期において優れて拡大基調にある。

糸繭卸売商の営業規模は、第11表に示すように明治20年に新戒村にのみ営業金高300円以上の大規模営業が2人おり、両名で営業金高は1,200円弱になり、同村の蚕種小売商営業金総額に略匹敵する。又新戒村の100円以上300円未満の中規模営業者は5人で、同村糸繭卸売商全体の42%を占め、新戒村糸繭卸売商の中心的営業階層である。翌21年も同様に中規模営業者が、新戒村糸繭卸売商の中心を占める。更に新戒村の営業金高30～100円未満の小規模営業者が3人、同30円未満の零細規模営業者は2人おり、新戒村の糸繭卸売商は、各営業階層に分散して存在している。新戒村糸繭卸売商の中で、営業金高7百円弱（翌21年営業金高7百円強）の小暮留吉を頂点に、次いで営業金高5百円弱の正田恒作が上位グループを形成し、この対極に同じ糸繭卸売商ながら糸繭小売商並みの営業規模でしかない弱小営業グループが存在する。大規模営業者の小暮留吉と正田恒作は、松方デフレ期より引続き営業を継続する糸繭商である。糸繭市場の拡大期に相応しく様々な営業者が入り雑じって糸繭売買に従事——買入単価が低いことも零細営業を成り立てていたり、比較的大きな他の営業者が糸繭商を新規に開業したりする——していたことが窺われる。だが内実としては、糸繭卸売商の単なる営業規模格差を越えた糸繭卸売商間——大規模営業者と零細・弱小営業者——の間屋と仲買人の機能分化という形で支配・従属関係の存在、少数糸繭卸売商の糸繭流通上の優位——重層的流通体系が考

第11表 新戒村、成塚村、高畑村の糸繭卸売商の営業規模（明治19～21年）

| | | 500円以上 | 500～300円 | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 計 |
|-----|-------|----------|----------|-----------|----------|-----------|-----------|-------------|
| 新戒村 | M. 20 | 1人（8.3）% | 1人（8.3）% | 5人（41.7）% | 1人（8.3）% | 2人（16.7）% | 2人（16.7）% | 12人（100.0）% |
| | M. 21 | 1（7.1）% | — | 6（42.9） | 3（21.4） | 2（14.3） | 2（14.3） | 14（100.0） |
| 成塚村 | M. 19 | — | — | — | 1（100.0） | — | — | 1（100.0） |
| | M. 20 | — | — | 1（33.3） | — | 2（66.6） | — | 3（100.0） |
| 高畑村 | M. 19 | — | — | — | — | — | — | — |
| | M. 20 | — | — | 1（100.0） | — | — | — | 1（100.0） |

（資料）前表と同じ。

えられる。

成塚村の糸繭卸売商の営業規模は、明治19～20年に営業金高30円未満の零細営業者がいない代わりに、営業金高300円以上の大規模営業者も存在しない。小規模ないし中規模営業者に限られる。松方デフレ期より糸繭商を営む正田宗次郎は、明治19年から翌20年にかけて営業規模が約2倍に拡大し、200円近くの営業金高になるのに対し、他の成塚村新規開業者2名は、営業金高が30円台といずれも低く、新戒村の場合程ではないにしても、糸繭流通ルートを握る旧来からの糸繭商と新規開業者の間の営業規模は格差が大きい。

高畑村の営業再開者である糸繭卸売商田村仲次郎の営業規模は、成塚村の旧来からの糸繭商のそれと殆ど同じ＝中規模営業である。蚕糸業の発展を背景に、史料上判明する限り村内唯一の糸繭商が不況回復期に高畑村に再生し、主に村内を基盤に活動領域を拡大していったのであろう。

内ヶ島村連合において、糸繭卸売業は、大・中糸繭商を主体に小規模及び零細糸繭商から構成される。就中新戒村は、内ヶ島村連合＝地域経済において蚕糸業（特に糸繭）の生産と流通の中心地を形成する。

新戒村の糸繭卸売商の耕地所有別階層は、第12表に示すように明治20、21年共に耕地無所有層が最も多く半分の5割を占め、4反未満の下層農以下層では8割前後を占める。新戒村糸繭卸売商の中心的営業階層である中規模営業者の3分の2は、耕地無所有である。最大の耕地所有者は、蚕種小売商を兼業する村岡嘉平であり、彼は耕地4町歩余を所有する上層農民である。又村岡嘉平は、明治18年に器械揚返場を設立して問屋制賃挽経営を創業する⁴⁶。村岡嘉平を除

くと、糸繭卸売商は下層農以下層、中でも零細農、小作貧農・半プロ層が多数を占める。営業金高300円以上の大糸繭商2名は、耕地3反歩強と1反歩強所有の下層・零細農にすぎない。前述のように新戒村において明治17年に僅か3人であった糸繭商が、明治20～21年には4、5

第12表 新戒村糸繭卸売商の耕地所有別階層と営業規模（明治20、21年）

| | 500円以上 | 500～300円 | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 合 計 |
|--------|--------|----------|----------|---------|---------|---------|------------------------|
| 0 | 人 — | 人 — | 4人 3 | 1人 — | 1人 2 | 1人 1 | 7人(50.0%) 6(50.0) |
| ～1反未満 | — | — | — | — | — | — | — |
| 1～2反 | — | — 1 | — | — | 1 — | — | 1(7.1) 1(8.3) |
| 2～3反 | — | — | — | 1 1 | — | — | 1(7.1) 1(8.3) |
| 3～4反 | 1 1 | — | — | — | — | 1 1 | 2(14.2) 2(16.7) |
| 4～5反 | — | — | — | — | — | — | — |
| 5～6反 | — | — | — | 1 — | — | — | 1(7.1) — |
| 6～7反 | — | — | — | — | — | — | — |
| 7～8反 | — | — | 1 1 | — | — | — | 1(7.1) 1(8.3) |
| 8～9反 | — | — | — | — | — | — | — |
| 9～1町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 1～1.5町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 1.5～2町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 2～3町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 3～4町 | — | — | — | — | — | — | — |
| 4～5町 | — | — | 1 1 | — | — | — | 1(7.1) 1(8.3) |
| 合 計 | 1 1 | — 1 | 6 5 | 3 1 | 2 2 | 2 2 | 14(100.0) 12(100.0) |

(注) (資料) 第5表と同じ。

倍に急増する。松方デフレ期成立の地主階級の対極にある多数の零細農、小作貧農・半プロ層を中心にして、松方デフレ後の糸繭市場の拡大期に糸繭商の簇生をみたのである。

② 藍玉卸売商

藍玉卸売商は、残存史料上明治20年に藍盛業地の新戒村と成塚村にそれぞれ3人と2人が存在する。卸売商と小売商を合せると、両村共に藍玉商は5人ずつの同数になる。明治33年の新会村における藍玉卸売商は3人、藍玉小売商4人にまで減少する⁷⁷。新戒村では、明治17年9月に藍玉（仲買）商5人、藍玉商会社・漸進社（9人）合せて14人いたが、不況回復期に上記独立商の藍玉（仲買）商5人のうち、1人は明治18年6月に廃業し、その他残存史料に現われない田部井孫一郎が、明治22年に幸手町の藍問屋遠藤家に藍玉 153俵、藍葉 337俵を売り渡している⁷⁸。この販売量は自家製造の範囲を越えており、藍玉・藍葉の商業取引活動をしていたと考えてよいであろう。漸進社は、明治18年末まで存続していたことが確認できるが⁷⁹、その後解散したもようである。漸進社加盟者の中で不況回復期まで引続き個別営業したのは、藍玉卸売商の石川唯三郎、木村利平、石川友次郎と藍玉小売商の橋本勘五郎、笹井豊三郎の5名である。藍玉卸売商は、この3名と上記の田部井孫一郎を合せて4名になる。藍玉小売商を含めても新戒村の藍玉商は、松方デフレ期に比べ大幅な減少である。隣村中瀬村では、明治15年に藍作付面積29.7町歩、藍耕作者187人から、2年後の松方デフレの最も深刻化した明治17年には藍耕作面積、藍耕作者共に半分に減少し、藍作りが急速に衰退する。藍玉製造高も同様に明治15年の4千貫から同17年には8百貫に5分の1にまで激減する⁸⁰。同村は明治26年に至っても、藍耕作面積・藍耕作者いずれも明治15年水準に及ばず、藍耕作者は明治17年当時と変化がなかった⁸¹。新戒村において、仮令藍玉卸売商に関する史料落ちがあるとしても、藍玉商の減少は、養蚕業とは対照的に藍業の不振が藍玉卸売商活動を制約した結果といえよう。

成塚村では、明治17年9月に藍玉商会社・拡藍社（6人）が存在した——拡藍社は明治15年3月の創設当時に社員9人の構成であったが、明治17年9月までに4人が退社し、新たに1人が参加する——が、明治17年末に解散し⁸²、その後不況回復期に至るまで営業活動を継続した拡藍社元社員の藍玉卸売商は、河田伊平と正田門十郎の2名である。尚藍玉小売商3名のうち、正田友八と河田角次郎の2名は拡藍社元社員であり、残り1名が新規開業者である。拡藍社元社員の栗原貞七は藍玉取引から離れ、不況回復期に雑穀小売商を営む。松方デフレ期の藍玉商活動の不振は不況回復後に解消するものの、地藍市場の構造変化——北埼玉郡等の綿織物生産地での地藍生産の興隆と地元藍業生産の停滞等——を受けて、藍玉商殊に藍玉卸売商の人数は減少に向かう。

明治17年当時の新戒村漸進社の営業金高が不況期の地藍市場の縮小を受けて9人で425円にとどまるが、明治20、21年には3人で930円前後に増加し、この限りで2倍以上の営業金高の

拡大をみる。しかし、不況回復期のこの営業金高は、明治20年の934円20銭から翌21年には925円50銭に減少する。近隣の下手計村の藍問屋栗田家は、藍玉・藍葉を村内及び中瀬村、高畑村、沼尻村、沼和田村、忍保村などの周辺諸村から購入していたが、その仕入金額は明治18年に2,107円45銭、同19年1,028銭、同20年877円、同21年629円50銭へと減少の一途をたどる⁸³。他方成塚村の拵藍社の松方デフレ期における営業金高は明らかでないが、同村の不況回復期における藍玉卸売商の営業金高は、明治19年に274円58銭、翌20年には538円に増大する。前年比約2倍の膨張である。地元藍葉生産の停滞・縮小期に藍玉卸売商の寡占化の進行を窺わせるが、この傾向が永続的に進むとは思えず、新戒村及び下手計村の栗田家の動向を考慮するならば、藍玉商活動の順調な発展ではなく、大きな転機を迎えていたことがわかる。藍玉卸・小売商の分化、卸売商の減少と小売商の増加は、こうした点を示すものと考えられる。

藍玉卸売商の営業規模は、第13表に示すように明治20、21年に新戒村では、営業金高が100円以上の中・大規模営業（3名）のみであり、この3名中1名は、営業金高300円以上の大規模営業者（曾ての漸進社・社長石川唯三郎）である。石川唯三郎は肥料小売商を兼営し、他の2名は蚕種小売商を兼業する。肥料・蚕種小売業共に、商業的農業＝小商品生産に深く係る業種である。他方成塚村の藍玉卸売商の営業規模は、明治19年に50円以上100円未満の小規模上位営業者と100円以上300円未満の中規模営業者各1名である。翌20年には小規模上位営業者が営業を拡大し、中規模営業者（2名）のみとなる。相対的に営業規模は拡大するものの、新戒村の藍玉卸売商のような大規模営業者は成塚村に存在しない。新戒村の肥料小売商を兼業する突出した藍玉卸売商＝石川唯三郎の流通上の優位が一段と際立つ。

新戒村の藍玉卸売商の階層は、肥料小売商兼業の大藍玉商・石川唯三郎が耕地3町歩弱を所有する中農上層であり、他の2名が耕地1～2町歩台所有の中農ないし中農上層である。すでに述べたように藍玉小売商は下層農上位であり、藍玉卸売商との階層格差が生じている。新戒

第13表 新戒村、成塚村の藍玉卸売商の営業規模（明治19～21年）

| | | 500～300円 | 300～100円 | 100～50円 | 50～30円 | 30円未満 | 計 |
|-----|------|------------|------------|----------|--------|-------|-------------|
| 新戒村 | M 20 | 1人 (33.3)% | 2人 (66.7)% | 人 — % | 人 — % | 人 — % | 3人 (100.0)% |
| | M 21 | 1 (33.3) | 2 (66.7) | — | — | — | 3 (100.0) |
| 成塚村 | M 19 | — | 1 (50.0) | 1 (50.0) | — | — | 2 (100.0) |
| | M 20 | — | 2 (100.0) | — | — | — | 2 (100.0) |

（資料）前表と同じ。

村藍玉卸売商は、中農上層ないし中農中層からなる営業者であり、零細農、小作貧農・半プロ層が多数を占める糸繭卸売商とは対照的である。相当な資本を必要とする藍玉卸売業と比較的資本のかからない糸繭卸売業という業種による階層性が明瞭に認められる。

成塚村では、卸売業の中で藍玉卸売商の営業金高が最も多く、糸繭卸売商と肥料卸売商の営業金高を遙かに上回る。成塚村が藍玉卸売業、新戒村が糸繭卸売業をそれぞれ各村卸売業の代表格とする。成塚村と新戒村の藍玉卸売商と藍玉小売商を合わせた藍玉商人（各村5人）は、各村戸数比において3倍の大差が生じており、成塚村における藍玉商人の傑出振りを示す⁵⁴。

③ 肥料卸売商

内ヶ島村連合内唯一の肥料卸売商は、成塚村の河田美矩（一新会村議会議員 明治25年4月24日～同年11月23日）である。同氏は他の営業を兼業せず、肥料卸売商専業であった。この肥料卸売商の営業金高は、明治19年に96円38銭、翌20年125円46銭9厘、前年比1.3倍の増加であり、小規模上位営業から中規模営業へ拡大する。成塚村卸売業者の中では、糸繭卸売商並みの営業規模である。松方デフレ期には農産物価格の下落に伴って、生産費の低下を図るために購入肥料の投下を減らしたことから、肥料市場は縮小していた。従来金肥の流通は、内ヶ島村連合外の藍玉商人等肥料商の介在によるものであった。地藍市場の構造変化及び不況回復後の商業的農業——特に養蚕業——の発展等に伴う肥料市場の拡大などと共に、連合外藍玉商人等の肥料商の流通独占が崩れ、地元肥料卸売商の発生と成長をみるようになる。藍玉商と肥料小売商の兼業の例は、新戒村においても大藍玉商石川唯三郎の経営にみられる。地元村民による地域肥料市場——肥料卸売商と肥料小売商の流通体系——の掌握が進行する。

(3) 質貸業

新戒村の剣持長平は、松方デフレ期の明治17年に質貸業を営業し、営業金高は912円余に達していた。彼は不況回復期においても引続き営業するものの、その営業金高は明治20年、21年にそれぞれ68円、150円にとどまる。この剣持家の不況回復期における営業金高は、松方デフレ期当時の7～16%にすぎない。村内の藍玉小売商、酒類小売商並みの営業規模であり、卸売商の営業規模には及ばない。不況回復期における質貸業の営業金高の減少は、土地喪失の広汎な発生——土地（・家屋）の流動化——も沈静化を迎えていたことを示唆する。

成塚村では、明治17年に質貸業者は、河田三十郎と森清平の2名いたが、松方デフレ期以後も質貸業を営業したのは、河田三十郎のみで新規開業者もいない。河田家の質貸業の営業金高は、明治19、20年にそれぞれ72円、69円であり、新戒村の剣持長平の営業規模と変りがない。村内の水油小売商や酒類小売商と略同規模である。雑穀小売商、藍玉小売商は無論のこと卸売商の営業規模にも及ばない。松方デフレ後の質貸業者の減少や質貸営業規模から、新戒村と同

様に成塚村においても不況回復期に土地喪失者の大幅な減少を窺わせる。森清平は、松方デフレ期に質貸業の傍ら雑穀・荒物小売商を営業していたが、不況回復期には雑穀小売商を継続営業しつつ、質貸業・荒物業を廃業し、新たに酒類小売商を開業する。森清平の質貸業の廃業は、質貸市場の縮小に対応した行動であろう。

高畑村の柳為吉は、明治17年以降も引続き質貸業を経営し、明治19年と翌20年の営業金高はそれぞれ298円、230円である。新戒村の剣持長平と成塚村の河田三十郎の質屋営業金高を上回るが、松方デフレ期よりも営業金高は少ないであろう。柳家の明治19～20年の質貸営業金高は減少傾向にあり、内ヶ島村連合全体を通して松方デフレ不況からの回復期に質貸営業は、仮令一時的とはいえ確実に退潮期に入っているといえよう。質貸営業の不況回復期の特徴は、融資内容にあらう。質貸業者の融資内容は、松方デフレ期の増税＝公租公課負担の過重・農産物価格の下落などによる租税未納者への貸付や零細農民への生活資金の貸付等から、不況回復期の農業生産の拡大期に生産者農民への生産資金の貸与あるいは各種商人への営業資金の貸付などを主体としたものに変化していたものと思われる。

おわりに

最後に本稿での検討につき若干の総括を果しておこう。

内ヶ島村連合における商品生産は、蚕糸業と藍業を中心に発展し、それにつれて蚕糸業・藍業以外の諸営業も展開し、農民の職業分化が進展する。明治10年代後半に大きな転機を迎え、「松方デフレ」の進行と共に一転して営業者の廃業が続出する。松方デフレ期のピークを迎える明治17年には内ヶ島村連合では村民は、四戸に一戸の割合で職人、商人、その他の営業に従事していた。この営業者割合（対総戸数比）からみると、松方デフレ期の荒廃した農村は、文政年間に関東農村の状況に相当・後退する⁵⁵。新戒村を例に、明治10年代のインフレ期から松方デフレ期にかけて営業者の動向を概観すると、営業者数は明治14年10月に83名（実数77名）⁵⁶、同16年3月76名（実数65名）、同17年1月53名（実数43名）、同17年9月63名（実数54名）に変動する。明治17年初冬を底として営業者数は上昇傾向にあるものの、明治16年水準には及ばない。

松方デフレ期に入り生産活動の停滞・低下は、営業者数・営業種類の減少へと向かい、特にまず浄瑠璃師匠・俳優（座頭・並役者各1名、附属者2名）等の生産活動と直接結びつかない業種を喪失させ、農産物・特産品売上の商人を市場から遮断する。さらに雇傭労働者供給先の雇人請宿の減少等へと導く。又職人のうち、大工職・木挽職・桶職・裁縫職・鍛冶職を除き、籠細工職・蔦職を抹消する。酒屋・雑菓子小売商及び穀物小売商・豆腐小売商の増加は零細農・

半プロ層等の窮迫就業を、蚕種小売商の大幅減少と行正社・漸進社の解散は小農民のブルジョア的発展の抑圧を象徴する。

松方デフレ期第二年度の小売業のうち、下層農及び貧農・半プロ層経営の青物商、盆栽商、素麺商、売薬商の商業金高は、いずれも20円未満の零細規模経営であり、僅かに荒物商・蚕種商・酒類商のみが商業金高50～100円未満の小規模営業であるにすぎない。上層農経営の材木小売商・荒物（油商併業）小売商は商業金高100円以上の中規模営業であり、質屋営業にあってのみ900円を越す大規模営業である。階層性を伴う営業者の経営規模格差は、格段の差異を生じている。特に最上農層経営の高利貸資本の活動は顕著なものがある。上層農経営の営業に匹敵するのは、下層農以下層主体の行正社のみであるが、松方デフレ期のピークに解散を余儀なくされる。

耕地所有上の階層構成から新戒村の諸営業者を区分すると、インフレからデフレへの転化の時期に下層農以下層従事の営業者が全体の70%前後を占め、この内2反未満の零細農・半プロ層従事の営業者が過半を占める。明治14年10月から同16年3月にかけて下層農以下層従事の営業者は52人から48人へ僅かな減少で推移するが、中農層従事の営業者は16人から9人に半数近くに激減する。「松方デフレ」の打撃は初発は主に後者を襲い、その後「松方デフレ」の進行と共に前者が大幅に減少する。前者は、明治17年1月に29人、同年9月38人にまで減少する。就中零細農・半プロ層従事の営業者の減少が著しい。その反面で、その後の中農層及び上層農従事の営業者には殆ど変動がないことが特徴的である。「松方デフレ」は、当地域において限りまず中農層従事の営業者に打撃を与え、次いで下層農特に貧農・半プロ層の兼業機会を奪うことになる。インフレからデフレへの転化の中で、終始一貫して殆ど微動だにしないのが上層農従事の営業者である。

企業勃興期には、新戒村・成塚村において両村民の半数近くが営業に従事するまでになる。新戒村において営業者は133名（実数104名）で、この人数は松方デフレ期のみならずインフレ期をも上回り、しかも複数併業（最大で5業種併業）する営業者が増える。養蚕業を中心とする商品生産の発展は、国内外市場の拡大に伴って営業者従事の業種を拡張し、小売業において松方デフレ期の16種類から25種類に増加する。不況回復期に営業者数の増加と業種の増大——消費市場の伸張——をみる。営業者数においては、養蚕業関連商品の取扱い商人たる蚕種・糸繭小売商及び糸繭卸売商と青物小売商が双璧をなすが、青物小売商の営業金額は相対的に低い。営業金額において、新戒村は前者が圧倒的に高く、これに次ぐのが藍玉卸・小売業である。成塚村では藍玉卸・小売業が首位にあり、蚕種小売業・糸繭卸売業が第2位に位置する。地藍市場の構造変化による藍業の相対的地位低下を伴いつつも、蚕糸業（特に養蚕業）と藍業に係わる商人中心に営業活動が展開している。諸営業者は、耕地2反未満の零細農・半プロ層

が全体の5割を占め、8反未満の下層農を含めると82%にのぼる。営業者が下層農以下層中心の構成であることは松方デフレ期同様であるが、就中不況回復期に下層農特に零細・半プロ層の進出が著しい。

企業勃興期において、営業金額300円以上の大規模営業者は新戒村に集中し、その業種は蚕種小売業、糸繭卸売業、藍玉卸売業である。当地域の代表的商品流通における新戒村商人の優位を示す。彼らは糸繭卸売商が下層農である以外は、蚕種小売商・藍玉卸売商共中農ないし上層農である。営業金額100円以上の中規模営業者は、新戒村以外に成塚村、高畑村に拡大し、業種は上記3業種に藍玉小売業と雑穀小売業が加わる。新戒村・成塚村両村にはこの5業種のほか肥料商などの主要業種・有力商人が発生・成長し、商品流通上の拠点を形成する。企業勃興期に連合外の藍玉商人等肥料商の流通独占は崩れ、連合内肥料商による地域肥料市場——肥料卸売商と肥料小売商の流通体系——の掌握が進行する。蚕種小売業、糸繭卸売業、藍玉卸・小売業、雑穀小売業の5業種の営業規模に比べ、青物市場圏の拡大と青物小売商の大幅な増加にかかわらず、青物小売商の営業規模は大部分が営業金額30円未満の零細規模にすぎない。質屋営業は、松方デフレ期に新戒村において個人営業最大の規模であったが、不況回復期には大幅に縮小し、新戒村、成塚村、高畑村において小規模ないし中規模営業者を上限とする。松方デフレ期における高利貸資本による未曾有の蹂躪から一転して、不況回復期における農業生産の拡大に伴う質貸市場の縮小により、質屋営業者の融資内容は、主に生産者農民への生産資金貸与ないし各種商人への営業資金貸付などに移行することになる。

地主制の形成に伴い多数の零細農、小作貧農層・半プロ層などを担い手とする青物小売商、雑穀小売商その他の小売業従事者が不況回復期に輩出するに至ったことは、すでに本稿において述べてきたところである。各種営業者の輩出と表裏関係にある農民層の分化・分解＝地主制の形成については、別稿において詳しく論ずることにしたい。

注

- (1) 日本資本主義の構造の形成・確立(＝「編成替」)の過程については、差し当り資本主義の展開と農業問題について論じた暉峻衆三編『日本農業史』(有斐閣選書、1981年)所収の加藤幸三郎「日本資本主義形成期」以下の論稿を参照されたい。
- (2) 拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編～埼玉県榛沢郡内ヶ島村連合の事例を中心に～」(埼玉県地方史研究会『埼玉地方史』第33、34号、1996年3月、7月掲載予定)。
- (3) 近代蚕糸業史研究については、石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会、1972年、『横浜市史』第3巻、第4巻、海野福寿『明治の貿易』塙書房、1967年、江波戸昭『蚕糸業地域の経済地理学的研究』古今書院、1969年などを代表的なものとして挙げるができる。大正・昭和戦前期の蚕糸業史研究は、瀧澤秀樹『日本資本主義と蚕糸業』未来社、1978年、小野征一郎「製糸独占資本の成立

- 過程」（安藤良雄編『兩大戦期の日本資本主義』東京大学出版会、1979年、所収）、拙稿「1930年代の片倉・郡是製糸の高級糸市場における地位」（『土地制度史学』第123号、1989年）、松村敏『戦間期日本蚕糸業史研究』東京大学出版会、1992年などがある。
- (4) 拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通」（古島敏雄監修神立春樹・深井純一・中島正道編『産業・地域・生活の再編成——日本近代経済史の視点——』、シリーズ近代経済社会の歴史的展開、第1巻日本産業・地域・生活編、御茶の水書房刊行予定）では、埼玉県農村について原料繭供給地の形成過程を究明している。
- (5) 優良繭産地形成の具現化を養蚕改良結社と養蚕農民（一蚕業組合）の活動という視点から明らかにしようと試みた研究に、杉 仁「養蚕改良結社に生きた人びと」（筑波常治・菊地俊彦編『明治の群像』7、産業の開発、三一書房、1971年、拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」（『埼玉県史研究』第14号、1985年）などがある。
- (6) 葉山禎作「20世紀初頭における大規模製糸場の成立条件（Ⅰ）」（埼玉大学『社会科学論集』第27・28号、1971年）80頁。
- (7) 竹内庵「在来産業再編期における同業組合」（『六甲台論集』第25巻第3号、1978年）9頁。
- (8) 野村兼太郎編者『村明細帳の研究』1949年、古島敏雄「近世における商業的農業の展開」社会構成史体系〔第1部 日本社会構成の発展〕、日本評論社、1950年（後に『近世日本農業の展開』東京大学出版会、1963年所収）、『新編埼玉県史』別編1、民俗1、埼玉県、1988年、小野文雄「幕末に於ける農間商渡世の増加について」（『埼玉研究』第4号、1960年）、石井昇「幕末の農間商渡世の調査」（『埼玉地方史』第3号、1977年）、池田昇「足立郡大門宿の農間渡世について」（『埼玉地方史』第4号、1977年）など。
- (9) 前掲拙稿「商品生産の発展と経済構造の再編」参照。以下特に断わらない限り同稿による。
- (10) 明治16年に全国で商賈数は150万戸余で、同年総戸数の2割弱にあたる。20府県について、市街地と郡部に分けた商賈戸数の比率は、市街地が総戸数の30.6%、郡部が14.9%であった。埼玉県においては、川越・熊谷の市街地で52.1%、郡部で20.2%、平均20.8%になる。3万戸以上に及ぶ重要商賈は、菓子商、飲食店、穀物商、魚商、青物商、古物商、呉服商、味噌醤油商、荒物商、薪炭商、質屋、材木屋、油屋、小間物商などである（山口和雄『明治前期経済の分析』（増補版）、東京大学出版会、1963年、273-281頁、第5表参照）。商賈の統計調査には営業規模を示す資料を欠くところに限界がある。
- (11) 新戒村、成塚村を含む内ヶ島村連合諸村の営業税・雑種（月・年）税額は、以下の附表1に示す通りである。
- (12) 『明治16年3月改 営業雑種人名調書』新戒村戸長役場により、新戒村の明治17年職工人名と一致する職種を掲げた。
- (13) 紺屋は、大塚村についてのみ確認できる。紺屋・塚原宗十郎家では、藍甕を布染7個・糸染13個所有する主に地細工紺屋であったが、明治17年12月に布染2個・糸染14個に改変する。藍甕4個を減少させるが、専ら布染用のそれを減らしている。
- (14) 明治10年の内ヶ島村連合諸村を含む第9大区第1小区（12カ村）における雇人請宿は、6カ村・19軒存在した。その内訳は次の如くである。新戒村3軒、成塚村4軒、高島村4軒、中瀬村4軒、下手計村3軒、血洗島村1軒（「男女雇人宿渡世約定証」鈔持家文書）。

附表1 内ヶ島村連合各村の営業雑種税（明治17年）

| | 雑種月税 | 雑種年税 | 営業税 | 計 | 営業者1人 当り税額 |
|-------|------|------|--------|--------|---------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 新 戒 村 | .45 | .50 | 58.15 | 59.10 | 1.09 |
| 成 塚 村 | 1.10 | 3.00 | 20.90 | 25.00 | .83 |
| 高 畑 村 | .10 | 1.15 | 14.75 | 16.00 | .84 |
| 大 塚 村 | — | — | 5.25 | 5.25 | .75 |
| 起 会 村 | — | — | 4.00 | 4.00 | .67 |
| 内ヶ島村 | — | .50 | 6.75 | 7.25 | .81 |
| 大塚島村 | — | — | 6.75 | 6.75 | 2.25 |
| 計 | 1.65 | 5.15 | 116.55 | 123.35 | .96 |

(注) (1) 営業者の人数は、第1表中の各村営業者合計人数による。

(2) 営業者一人当りの営業雑種税額は、銭未満四捨五入。

(資料) 明治18年2月『営業雑種税上納書』内ヶ島村連合戸長役場。

(15) 宿場や街道沿いの村々などでは、農村経済の窮乏期には菓子売業の増加がみられる。天保14年に武州比企郡伊草宿の「中の下以下」層7軒が、生活困難——農村の困窮化から農間商渡世新規開業を願ひ出ており、この7軒のうち6軒までが「商物」に比較的資本のかからない「下菓子」を加えている（前掲小野文雄「幕末に於ける農間商渡世の増加について」29～30頁）。菓子売業は、青物業等と共に零細小作農による生計補充として営む場合が多かった（前掲池田昇「足立郡大門宿の農間渡世について」43頁）。

(16) 『武蔵国郡村誌』第8～12巻、1954年。

(17) 『明治16年藍玉売揚代金扣』拡藍社。

(18) 天野雅敏「幕末・明治前期における武州藍の動向について」（『愛媛経済論集』第4巻第1号、1984年）13頁、第8表参照。栗田家の幕末期の主要販売市場は武蔵国内にあり、特に埼玉郡・多摩郡、入間郡が主要地域であったが、明治前期には同家の藍玉取引は主として上野・下野両国を対象とし、特に邑楽郡・佐位郡・安蘇郡・足利郡などが主要市場となる。

(19) 『新編埼玉県史』通史編4、1989年、398頁。

(20) 谷本雅之「幕末・明治前期綿織物業の展開」（『社会経済史学』第52巻第2号、1986年）28頁。

(21) 『群馬県史』通史編5、1991年、290頁。

(22) 正田家の藍玉販売は、周辺諸村から青縞・縞木綿などの綿織物生産地帯にある羽生町へ拡大・移行していく（『明治4年10月吉日 確証記』正田家文書）。

(23) 『明治16年3月改 営業雑種人名調書』新戒村戸長役場。

(24) 同上。

- (25) 前掲拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通」参照。
- (26) 明治16年初めに剣持長平は「13等質屋」で、笹井富蔵は「15等質屋」である（前掲『明治16年3月改 営業雑種人名調書』新戒村戸長役場）。明治14年の商業税は剣持長平3円50銭、笹井富蔵1円50銭である（『商業税14年10月取立簿』新戒村成塚村戸長役場）。
- (27) 『明治18年内ヶ島村連合各村最上農氏名』内ヶ島村連合戸長役場。以下内ヶ島村連合各村の最上農に関しては同史料による。
- (28) 『明治14年8月 第1期地租村費学校費取立簿』新戒村成塚村連合戸長役場。
- (29) 『明治16年春蚕掃立高毎戸取調表』新戒村戸長役場。
- (30) 同上。
- (31) 『明治17年1月改メ 営業雑種人名調書』新戒村戸長役場。
- (32) 前掲拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通」参照。
- (33) 前掲『明治16年春蚕掃立高毎戸取調表』新戒村戸長役場。
- (34) 都市・町場近郊農村の地域性を活した蔬菜の都市・町場向け商品化、産地形成化の確立過程にある。蔬菜栽培は、17世紀後半から18世紀前半にかけて主に3都、各地城下町の近郊農村において盛んとなる（工藤恭吉『幕末の社会史』精選復刻紀伊國屋新書、1994年、61～62頁）。東京近郊地域を例にとると、明治初年に埼玉県足立・新座・入間の各郡の町村では、さつまいも、くわい、しょうがなどの野菜を東京方面に移出している（『新編埼玉県史』通史編5、1988年、214～215頁）。
- (35) 『明治17年9月改 営業雑種人名取調簿』内ヶ島村連合戸長役場。
- (36) 『第一種統計』新会村役場。
- (37) 埼玉県蚕糸業協会編『埼玉県蚕糸業史』1960年、1,000頁。
- (38) 前掲拙稿「明治期における養蚕業の展開と養蚕技術の改善」31～41頁参照。
- (39) 『深谷市史』追補篇、深谷市役所、1980年、424頁。
- (40) 同上。
- (41) 大里郡教育会編『新会村郷土誌』1913年。
- (42) 大里郡教育会編『埼玉県大里郡榛沢村郷土誌』1910年。
- (43) 『新会村誌』1923年、106頁。
- (44) 石原政雄『利根川と深谷ねぎ』1982年、18～21頁参照。
- (45) 前掲『第一種統計』新会村役場。
- (46) 前掲拙稿「明治前期における蚕糸業の生産構造と流通」参照。
- (47) 前掲『第一種統計』新会村役場。
- (48) 『青編』埼玉県民俗工芸調査報告書第2集、埼玉県立民俗文化センター、1984年、48～49頁・表4参照。
- (49) 明治18年『埼玉県統計書』中の「商業諸会社」に漸進社の名がみられる。しかし、明治20年以後の上記統計書には同社の名前を見い出すことができない。
- (50) 前掲『深谷市史』追補篇、400～401頁。
- (51) 前掲『青編』45頁・表2参照。
- (52) 明治18年『埼玉県統計書』の中の「商業諸会社」に同年12月31日現在で拓藍社の存在を示している。同社は、「明治17年12月18日廃業願済」後に再結成した可能性もある。但し、明治20年以後の上記資

料中に同社の名を見い出せない。

(53) 前掲『青稿』50-51頁・表6、表7、表8、表9参照。

(54) 埼玉県は藍業教師を招聘して、藍作・製藍業の改良等を指導する。明治24年4月に新会村の川田佐次平外11名によって「製藍伝習所設置ニ付本県主任者派遣願」が埼玉県知事宛に提出され、県下に先駆けて新会村大字成塚に製藍伝習所が設置された。上記12名のうち、3分の2が旧成塚村民である。又明治24年5月に新会村の川田佐次平外5名によって「藍栽培改良試験畑確定報告」が県知事に提出される。この試作人6名のうち、5名が旧成塚村民である。明治20年代における成塚村の農家経営における藍業依存の大きさが窺える。

(55) 前掲古島敏雄「近世における商業的農業の展開」84頁。

(56) 『商業税14年10月取立簿』新成村成塚村戸長役場。

〔付 記〕

史料の閲覧に際して、刃持雄一氏、故正田善衛氏に大変お世話になった。又深谷市役所（旧豊里支所）、埼玉県立文書館の方々にも御協力いただいた。記して厚く御礼申し上げたい。末筆ながら、本学大学院修士課程において御指導いただいた古島敏雄先生が昨年急逝された。ここに謹んで学恩に感謝を捧げると共に御冥福をお祈り申し上げます。

〈編集後記〉

本号は当研究所の特別研究員である高梨健司氏の論文を掲載いたします。よく知られているように、松方デフレ（1882-86）・地租改正を契機として、小作地比率は上昇し、寄生地主制が確立されたとされています。本稿は、この時期における農民層の分化・分解過程を埼玉県北部の農村地帯のデータをもとに詳細に分析した手堅い研究であります。インフレからデフレへいたる過程で、大きな打撃を被ったのはなによりもまず中・下層の農民であったことが明らかにされています。編集子は日本経済史に関しては全くの素人ですが、そのようなプロセスを通じて経済構造の大きな変動があったこと、このことは、今日の状況に照らして大変興味深く拝読いたしました。

（P・I）

〒214 神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号
TEL (044)911-1089 FAX (044)900-7829

専修大学社会科学研究所

（発行者） 泉 武 夫

製 作 佐藤印刷株式会社

〒150 東京都渋谷区神宮前2-10-2 TEL (03)3404-2561
